



平成26年(2014年) 11月1日現在

人口	7万3134人	前月比	43人減
男	3万5732人	女	3万7402人
世帯	3万1931世帯		
動き	出生 53人	死亡	64人
(10月分)	転入 173人	転出	205人

ホームページ
http://www.city.yawata.kyoto.jp/

発行・八幡市役所 編集・政策推進部秘書広報課

〒614-8501 京都府八幡市八幡園内75 電話(075)983-1111 F A X (075)982-7988

広報やわたは、古紙を配合した再生紙と環境にやさしい植物インクを使っています



ファミリープレイランド・2014
(子育て支援センター〈指月児童センター内〉、11月21日)

31水	30火	29月	28日	27土	26金	25木	24水	23火	22月	21日	20土	19金	18木	17水	16火	15月	14日	13土	12金	11木	10水	9火	8月	7日	6土	5金	4木	3水	2火	1月		
						女性専門相談(予約制) 〈八幡人権・交流センター〉13時30分～16時30分	司法書士相談(予約は18日) 生活情報センター 13時30分～16時	天皇誕生日 大型ごみの持ち込み(市役所別館環境業務課) 9時～12時	人権相談(八幡人権・交流センター) 13時～16時		行政相談(文化センター2階第1会議室) 13時30分～16時	行政相談(文化センター3階第6、7講習室) 10時30分～11時30分	年金相談(予約制) 文化センター3階第1講習室 10時～16時	オレンジカフェ(文化センター1階喫茶室) 14時～16時	京都ジョブパーク個別就職相談会	人権相談(生涯学習センター) 13時～16時	弁護士相談(予約は9日) 生活情報センター 13時15分～16時	くらしと就職相談(八幡人権・交流センター) 10時～16時	第47回衆議院議員総選挙	市民ふれあいウォーキング(萬福寺前公園集合) 9時～14時30分	オレンジカフェ(だんだんテラス) 14時～16時	女性専門相談(予約制) 八幡人権・交流センター 13時30分～16時30分	弁護士相談(予約は2日)	八幡市民マラソン大会(市民スポーツ公園集合) 9時30分～12時	農産物即売会(京都やましろ農業協同組合八幡市支店) 10時	松花堂ふれあい市(13・20・27日) 昭乗広場 8時30分～10時30分	人権フェスタ2014(八幡人権・交流センター) 9時30分～16時	人権相談(八幡人権・交流センター) 13時～16時	障がい児者相談(肢体・聴覚)	ふれあい福祉相談(出張相談・火水木) 八寿園 13時30分～15時30分	弁護士相談(予約は11月25日)	障がい児者相談(肢体・聴覚)

12月のカレンダー(予定)



臨時福祉給付金の申請、表彰、消防本部からのお知らせ	2面	健康マイレージ事業の応募受付中、子育てすくすく	9面
年末年始の業務案内・交通規制、車両通行止めのお知らせ	3面	情報ひろば(市政・募集・イベント)、あなたも一言	10、11面
市職員の給与等の状況	4面	相談、短信、生活、図書館	12、13面
行財政改革に向けて答申案に意見を募集	5面	保健医療(健康診査・相談、予防接種ほか)、健康豆知識	14、15面
国民年金、償却資産の申告、個人住民税の特別徴収	6面	まちの話題(キッズ「茶ムリエ」検定、安全・安心のまちづくりパレード、愛の貯金箱、どんぐりオブジェ作り)	16面
国民健康保険の高額療養費制度、シルバーライフラインシステム	7面	12月14日は衆議院議員総選挙	A～D面
人権特集(「無敵の人」をつくらない、人権擁護委員の活動)	8面		

今月の
主な内容

市と市議会では、年賀状などを自粛しています。ご理解をお願いします。

市職員の給与等の状況をお知らせします

市の職員数や給与、特別職の報酬等の概要をお知らせします。市職員に支給される給与は、地方公務員法第24条の規定により、国および他の地方公共団体の給与等を考慮して市条例で定めてい

ます。なお、ここでお知らせする給与等は、税金や各種保険料などを差し引く前の額で、いわゆる『手取り額』ではありません。

◆問い合わせ 人事課

職員の任免および職員数

◆職員の採用および退職の状況

(平成25年度)

採用者数		退職者数	
職 種	採用者数	退職事由	退職者数
事務職	30人	定年退職	1人
技術職	4人	勸奨退職	10人
保健師	1人	普通退職	28人
栄養士	1人	その他	1人
保育士	3人	計	40人
消防職	5人		
幼稚園教諭	2人		
調理員	2人		
計	48人		

◆部門別職員数(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職員数		対前年増減数
		平成25年	平成26年	
一般行政部門	議 会	6人	6人	0人
	総 務	81人	82人	1人
	税 務	29人	29人	0人
	労 働	1人	1人	0人
	農林水産	7人	7人	0人
	商 工	5人	5人	0人
	土 木	36人	37人	1人
	民 生	148人	145人	△3人
	衛 生	69人	66人	△3人
	小 計	382人	378人	△4人
特別行政部門	教 育	89人	89人	0人
	消 防	69人	69人	0人
小 計	158人	158人	0人	
公営企業等会計部門	水 道	19人	18人	△1人
	下 水 道	9人	9人	0人
	そ の 他	31人	33人	2人
	小 計	59人	60人	1人
合 計		599人	596人	△3人

(注)職員数は一般職に属する職員数で、教育長を含みます。

職員の給与

◆人件費の状況(平成25年度普通会計決算)

住民基本台帳人口 (26年3月31日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
73,172人	25,640,945千円	443,390千円	5,367,587千円	20.9%	24.1%

(注)人件費は、職員に支払う給与のほか、市議会議員、各種委員に支払う報酬等も含みます。

◆職員給与費(平成26年度普通会計当初予算)

職員数 C	給 与 費			計D	1人当たり給与費 D/C
	給 料	職員手当	期末・勤奨手当		
572人	2,078,010千円	489,049千円	758,712千円	3,325,771千円	5,814千円

(注)職員手当には扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、管理職手当等があり、退職手当は含みません。

◆職員の年齢、給料月額および給与月額

(平成26年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	40.3歳	302,200円	381,074円
技能労務職	47.8歳	332,700円	392,363円

(注)①「一般行政職」とは、事務など職員構成比が一番高い職種(税務、水道、消防、保育園、幼稚園等を除く)で、「技能労務職」とは、調理、庁務、清掃等の職種です。

②「平均給料月額」は、各職種ごとの職員の基本給の平均額です。

③「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

◆職員の初任給(平成26年4月1日現在)

区 分	初任給	2年後の給料
大 学 卒	172,200円	185,800円
高 校 卒	144,500円	155,700円

(注)初任給は、高校や大学を卒業してすぐに職員になった場合の給料の額です。

◆職員の経験年数別・学歴別平均給料月額

(平成26年4月1日現在)

区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数30年
大 学 卒	250,100円	306,320円	347,900円
高 校 卒	214,600円	297,400円	340,700円

(注)「経験年数」とは、採用前の職務経験の換算年数と、職員としての在職年数の合計期間です。

◆一般行政職の級別職員数(平成26年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1年前構成比	5年前構成比
1 級	主事・技師の職務	77人	24.2%	26.9%	7.9%
2 級		55人	17.3%	11.4%	5.6%
3 級	主任の職務	26人	8.2%	11.1%	11.9%
4 級	係長、主査の職務またはこれに相当する職務	56人	17.6%	16.8%	7.9%
5 級	課長補佐の職務またはこれに相当する職務	31人	9.7%	10.4%	42.6%
6 級	困難な業務を行う課長補佐の職務	0人	-	-	-
7 級	課長の職務またはこれに相当する職務	41人	12.9%	13.3%	16.2%
8 級	部長の職務またはこれに相当する職務	32人	10.1%	10.1%	7.9%

(注)①八幡市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

②国の行政職俸給表(一)の級別標準職務表との整合性を図るため、平成23年4月1日付で3級から5級に係る標準的な職務を3級は主任、4級は係長および主査、5級は課長補佐とする見直しを行いました。

職員の手当の状況

◆期末手当・勤奨手当

八幡市		国	
1人当たり平均支給額(25年度)		-	
1,360千円			
(25年度支給割合)		(25年度支給割合)	
期末手当	勤奨手当	期末手当	勤奨手当
2.6月分	1.35月分	2.6月分	1.35月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算 5%~15%		役職加算 5%~20%	
		管理職加算 10%~25%	

◆地域手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		63,397千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		109,305円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
八幡市	3%	573人	3%
宇治市	6%	4人	6%
京都市	10%	3人	10%

(注)人事交流、派遣等により八幡市以外の地域で勤務を命じられた職員については、地域手当の支給率を八幡市の3%から当該職員の勤務地が所在する市町村の支給率に改めました。(平成23年4月1日)

◆特別職の報酬等(平成26年4月1日現在)

区 分	給料月額等
給 料	
市 長	865千円
副市長	735千円
報 酬	
議 長	550千円
副議長	500千円
議 員	470千円
期 末 手 当	(25年度支給割合)
市 長	2.95月分
副市長	
議 長	
副議長	
議 員	
退 職 手 当	(算定方式)
市 長	865千円×在職年数×550/100
副市長	735千円×在職年数×325/100

(注)市長および副市長の給料月額については、平成24年11月に受けた八幡市特別職報酬等審議会からの答申に基づき条例改正を行い、市長は910,000円から865,000円に、副市長は765,000円から735,000円に減額改定しました。(平成25年4月1日)

◆退職手当(平成26年4月1日現在)

八幡市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.7月分	52.44月分	勤続35年	43.7月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額 21,096千円					

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

◆その他の手当(平成26年4月1日現在)

手当名	内容および支給単価	支給実績(25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	国の制度
扶養手当	○配偶者 13,000円 ○扶養親族1人 各6,500円 ○特定期間に係る加算金 各5,000円	57,573千円	222,290円	同じ
住居手当	○借家等 家賃月額12,000円超対象 支給限度額27,000円 ※持家に係る手当は平成22年4月1日付で廃止	31,793千円	267,168円	同じ
通勤手当	○交通機関利用者 通勤に要する運賃の6月定期相当額を一括支給 1月当たり55,000円が限度 ○交通用具使用者 自動車等を使用し、通勤距離が片道2km以上の場合に距離に応じて月額3,000円から30,500円を支給	42,717千円	106,261円	交通用具使用者 自動車等を使用し、通勤距離が片道2km以上の場合に距離に応じて月額2,000円から24,500円を支給
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に対し、職責に応じて支給 部長職 63,000円 部次長・参事 59,000円 課長職 44,500円 主幹 42,500円	59,287千円	554,084円	管理・監督の地位にある職員に対し、職責に応じて俸給の特別調整額として、34,900円から139,300円を支給

行財政改革に向けて答申案に意見を募集

市は、平成27年度を初年度とする第6次行財政改革の計画策定に向けて、5月30日に行財政検討審議会を設置し、行財政改革の取り組みについて諮問しました。諮問を受けた同審議会はこれまでに7回の審議を行い、答申案を作成しました。

この答申案にあなたの意見をお寄せください。
答申案の概要は、次のとおりです。



答申案の概要

行財政改革の基本的な考え方

地方公共団体の責務である住民福祉の向上と第4次八幡市総合計画後期基本計画の取り組みを進めながら、持続可能で健全な行財政運営を構築する必要があります。

また、人口減少・少子高齢化に対応したまちづくりを行っていく必要があり、限られた経営資源(ヒト・モノ・カネ・情報)を駆使して業務を遂

行していかねばならないことから、これまで以上に「市民の参加と協働」を基本として、地域の課題は地域で解決することが可能となる「新たな公共」の仕組みづくりに取り組む必要がある。

諮問事項別の方策

(1) 持続可能な行財政構造の確立

市の人口は、平成5年のピークを境に減少傾向に転じている。今後も人口減少と少子高齢化が進むとされていることから、公共・公用施設の見直しを進めていく必要がある。

各施設の設置目的を再確認し、利用率の低い施設の見直しや重複する施設の統合など公共施設有効活用計画を早期に策定された。特に、就学前施設については、欽明台地域以外で園児数の減少がみられ、待機児童がないことや民間幼稚園での幼保連携型認定こども園への拡大が現実化してきていることから、保育園・幼稚園の統合を計画的に進められたい。また、旧学校施設については、民間への賃借も含めた活用等を検討されたい。

(2) 多様な担い手による行政サービスの提供

市民協働の推進は、第4次八幡市総合計画後期基本計画においても市政の柱としており、少子高齢化の進行や人口減少に対応し、多様な主体が公共サービスの担い手となる「市民の参加と協働」を基本とする「新たな公共」の仕組みづくりに取り組む必要がある。



自治連合会主催の防災訓練(くすのき地区)

現在取り組まれている協働事業の事例集を早期に作成し、市民協働活動指針の策定につなげられたい。

また、地域活動への参加者を増やすには、各小・中学校のPTAとの連携も重要である。校区単位で地域総合型スポーツクラブなどの開設も視野に入れ、コミュニティの活性化を検討されたい。

さらに、地域のことは地域で解決できる体制が必要であり、自治組織等に対する助言や支援を充実されたい。

外部委託では、今後も、民間事業者が業として行っている業務を中心に外部委託を進める必要がある。外部委託の推進にあたっては、市民サービスの水準の低下をまねかないよう、対象、期間を限定した外部評価の実施や担当部署による事後評価を検討されたい。第3セクターへの市からの支援に際しては、十分な市民サービスが提供されて

いるか、費用対効果の視点も含めて、外部評価による点検を行い、市民に情報提供することを検討されたい。

(3) 定員管理、給与の適正化及び新たな行政課題に対応する組織体制の確立

定員管理については、各部署の業務量の把握に努め、職員、嘱託員およびアルバイト職員が行うべき業務を明確にし、現状の人員配置の最適化に努められた。加えて、経験を考慮した再任用職員の配置、特定事業に特化した任期付き嘱託員の雇用等についても、

検討されたい。さらには、行政で行うべき業務についても精査し、「市民の参加と協働」を進め、地域特性を活かしたまちづくりを支援されたい。

給与の適正化では、今後は、定型的な業務等のマニュアルを策定し、時間外勤務の削減を図るとともに、時間外勤務や休暇取得の部署間での不均衡を是正されたい。また、府内各市との均衡を図りつつ、必要な人材が確保できる給与・報酬水準とする必要がある。特に、専門的な業務を行う嘱託員の待遇改善を検討されたい。

(4) 市民サービスのさらなる向上

市民サービスの向上は、地方自治体の責務であり、引き続き取り組む必要がある。今後は高齢化社会への対応として、公民館等地域窓口での取扱業務の範囲拡大などを検討されたい。また、コミュニティバスについては、人口減少、少子高齢化の進行をふまえ、今後のよりよいあり方を検討されたい。

市民サービスの拡大や利便性の向上に係る取り組みは、市民に十分な情報提供を行い、次年度以降に効果を検証されたい。

パブリックコメント(市民の意見募集)実施方法

答申案に対するあなたのご意見をお寄せください。

- ◇募集期間 12月1日(月)～22日(月)
- ◇対象 市内在住、在勤、在学の人
- ◇提出先 政策推進課「八幡市行財政検討審議会事務局」
- ◇提出方法 様式に定めはありません。あなたの意見、住所、氏名、電話番号を記入し、次の①～④のいずれかの方法でご提出ください。

- ①郵送 〒614-8501(住所記載不要) 政策推進課
- ②ファックス送信 982-7988(代表) ※①②共に、ご意見たまたま箱(市役所、公民館等に配置)の用紙を使用いただけます。

- ③市ホームページからのメール ホームページ内の「政策推進課行革係」お問い合わせフォームからの送信
- ④政策推進課(市役所2階)へ持参

- ◇計画素案の閲覧場所 計画素案の具体的な内容につきましては、市役所2階閲覧コーナーおよび政策推進課窓

口、市ホームページでご覧いただけます。
◇その他 電話、口頭でのご意見は正確に保存できない可能性があり、お断りしています。また、個々の意見等に対して直接、回答はできませんので、ご了承ください。なお意見等を公表する場合は、意見の内容以外は公表しません。

◆問い合わせ 政策推進課



国民年金からのお知らせ

裁定請求

老齢基礎年金は、25年の資格期間を満たした人が65歳になると支給されます。

老齢基礎年金などの公的年金は、支給される条件がそろえば自動的に支給されるものではありません。本人が必要な書類を提出して「裁定請求」の手続きを行い、それが認められてはじめて支給されることになります。

裁定請求書の事前送付

25年以上の加入期間があって、老齢基礎年金等の受給年齢（老

齢基礎年金では65歳）を迎える人には、受給年齢になる約3カ月前に、日本年金機構から年金加入記録等を印字した「裁定請求書」などの書類が、事前に送付されます。

この裁定請求書を受け取った人は、内容を確認し、その裁定請求書と必要な添付書類を提出して、裁定請求の手続きをすることになります。

一方、25年の加入期間が不足している人には「年金に関するお知らせ」のハガキが日本年金機構から、60歳到達月の約3カ月前に送られてきます。しかし、加入期間が25年に満たないからといって、裁定請求の手続きをあきらめない

てください。

カラ期間について

公的年金には、「カラ期間」というものが設けられています。カラ期間とは、年金額には反映されませんが、資格期間には含まれる期間のことです。このカラ期間と年金の加入期間を合わせた期間が25年以上あれば、老齢基礎年金の資格期間を満たしたことになります。

主なカラ期間は、次の4つで、かつ昭和36年4月以後に20歳以上60歳未満だった期間とされています。

①厚生年金等の加入者の被扶養配

偶者であった昭和61年3月以前の期間

②学生であった平成3年3月以前の期間

③海外在住の期間（任意加入できなかった昭和61年3月以前の期間を含む）

④厚生年金・船員保険から脱退手当金を受けた昭和61年3月以前の期間（昭和61年4月以後に国民年金の加入期間がある場合に限る）

これらのカラ期間があると思われる人は、年金の受給権に結びつくこともありますので、ご相談ください。

*

◆問い合わせ 京都南年金事務所 お客様相談室 (☎644-1165)

◎資産の種類

Table with 2 columns: 資産の種類 (Asset Type) and 内容 (Content). Rows include 構築物 (Buildings), 機械および装置 (Machinery), 船舶 (Ships), etc.

償却資産の申告は 2月2日(月)までに

固定資産税における償却資産とは、土地、家屋以外の事業の用に供することができる有形固定資産で、その減価償却が法人税法または所得税法の規定による所得の計算に算入されているものが対象になります。

- ①耐用年数1年未満の資産
②取得価格が10万円未満の資産で法人税法等の規定により一時に損金算入されたもの(少額償却資産)
③取得価格が20万円未満の資産で法人税法等の規定により3年以内に一括して均等償却するもの(一括償却資産)
④自動車税および軽自動車税の対象となる車両

◆問い合わせ 課税課

事業主の皆さんへ

個人住民税の特別徴収を お願いいたします

京都府内全市町村と 京都府では、個人住民税の特別徴収を推進しています。

お給与から従業員等の個人住民税を差し引いて、市町村に納入していただく制度です。

個人住民税(個人の市町村住民税および府民税)は、納税義務者の1月1日現在の住所地の市町村に納付していただく必要があります。

特別徴収とは、給与支払者(事業主)が所得税の源泉徴収義務がある給与支払者(事業主)には特別徴収義務者として、パート・アルバイト、役員等を含むすべての従業員等の個人住民税を特別徴収していただくことが義務付けられています。

熱損失防止改修工事で 住宅の固定資産税を減額

住宅の熱損失防止改修工事を実施した場合、その家屋の固定資産税額(1220㎡までの3分の1相当額)を減額します。

【減額される要件】

- ▽平成20年1月1日以前から存在する住宅(賃貸住宅を除く)であること。
▽平成28年3月31日までの間に、次の①の工事、または①と合わせて②から④の工事を行った住宅で、改修部分がいずれも現行の省エネ基準に適合し、改修工事に要する費用の合計が50万円を超えるもの。

【手続き】

改修工事が完了後3カ月以内に、建築士事務所に登録する建築士・指定確認検査機関等が作成する「熱損失防止改修工事証明書」と納税義務者の住民票の写しを添付し申請してください。

- ①窓の断熱改修工事(必須)
②床の断熱改修工事

◆問い合わせ 課税課

徴収方法の選択はできません。個人住民税の特別徴収を実施していない給与支払者(事業主)は、法令に基づき適正な特別徴収の実施をお願いします。

特別徴収のメリット

- ・個人住民税の税額計算は市町村が行いますので、所得税のように事業主の皆さんが税額の計算や年末調整をする手間がかかりません。
・従業員の皆さんは、金融機関に向いて納税する手間が省け、納付を忘れる等の心配はありません。
・年税額を12回に分けて支

市税は納期内に納付を

市・府民税(第4期分)の納期限は 平成27年1月5日(月)です

市税は、市民の暮らしやまちづくりなど、生活に欠かせない事業やサービスを提供するための貴重な財源です。市税は納期内に取扱金融機関またはコンビニ等で納付してください。納期限が過ぎると督促状が送付され、徴収権限が京都地方税機構に移ります。

便利な口座振替の利用を

口座振替を利用すると、納期限の日に指定の口座から自動的に振替(払込)します。このため各税の納期ごとにわざわざ出向くこともなく、納め忘れもありません。



口座振替の申し込みは、市税取扱金融機関(市外の金融機関には申込書がない場合があります)、または納税課で行うことができます。(ゆうちょ銀行の場合は、納税課では受け付けできません)。なお、振替は、来年度分からとなります。

◆問い合わせ 納税課

自己負担限度額
【70歳未満の人】

区分		3回目まで	4回目以降
住民税課税世帯	基礎控除後の総所得 600万円超(上位所得者)	150,000円+(総医療費-500,000円)×1%	83,400円
	基礎控除後の総所得 600万円以下(一般)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
住民税非課税世帯		35,400円	24,600円

↓改正後(平成27年1月から)

区分		3回目まで	4回目以降
住民税課税世帯	上位所得者(※1) 基礎控除後の総所得(※2) 901万円超	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円
	基礎控除後の総所得 600万円超~901万円以下	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
	一般 基礎控除後の総所得 210万円超~600万円以下	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
	基礎控除後の総所得 201万円以下	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯(※4)		35,400円	24,600円

- ※1 所得の申告をしていない人も、上位所得者とみなしますので、必ず申告してください。
- ※2 基礎控除後の総所得とは、国保被保険者それぞれの前年の所得から33万円(基礎控除)を引いた額を全て合算した額。
- ※3 過去12カ月間に1世帯で高額医療費の支給が4回以上あった場合。
- ※4 同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税の世帯に属する人。

【70歳以上75歳未満の人】

区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
住民税課税世帯	現役並み所得者(※2)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%(※1)
	一般(※3)	44,400円
住民税非課税世帯	低所得Ⅱ(※4)	24,600円
	低所得Ⅰ(※5)	15,000円

- ※1 過去12カ月間に限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降の自己負担限度額は44,400円。
- ※2 同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる人。ただし、70歳以上75歳未満の国保被保険者の収入の合計が、複数で520万円未満、単身で383万円未満の場合は申請により「一般」となります。なお、平成27年1月以降、新たに70歳になる国保被保険者(昭和20年1月2日以降生まれの人)のいる世帯のうち、同一世帯の70歳以上75歳未満の国保被保険者の基礎控除後の所得の合計額が210万円以下の場合「一般」となります。
- ※3 現役並み所得者、低所得Ⅱ・Ⅰ以外の人。
- ※4 同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税である世帯に属する人(低所得Ⅰ以外の人)。
- ※5 同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人。

シルバーライフラインシステム

市では、見守りの必要なひとり暮らしの高齢者等に、シルバーライフラインシステム(緊急通報装置)を貸与しています。病気やけがなどの緊急時の通報をオペレーションセンターが24時間・365日体制で受け付け、対応します。

対象
①65歳以上のひとり暮らしの人
②身体障害者手帳1級か2級を所持しているひとり暮らしの人
※状況に応じて救急車の出動を要請します。

◆問い合わせ 高齢介護課

宝くじ助成金で和太鼓等を整備



文化協会和太鼓部会は、財団法人自治総合センターが実施している一般コミュニケーション助成事業(宝くじ助成金)を活用して、和太鼓等の整備を行いました。

◆問い合わせ 社会教育課

国民健康保険の高額療養費制度

制度改正のお知らせ

ひと月の医療費の自己負担額が高額になったとき、基準にあてはまる場合は、限度額を超えた分が申請により、高額療養費として支給されます。

1月から、70歳未満の人の限度額が左記の通り変更され、より柔軟な医療費の軽減が行われるようになります。

申請には、保険証、領収書、印かん、口座番号がわかるものが必要です。確定申告の医療費控除用に領収書を提出される前に、高額療養費に該当しているかどうかご確認ください。

70歳未満の人の場合

同じ医療機関で支払った医療費が対象です。異なる医療機関の分は、それぞれが2万1千円以上であれば

※ひと月の医療費とは、月の1日から月末までの月単位で、保険適用になった自己負担額

合算対象となります。また同じ医療機関でも、内科と歯科、入院と外来は別々に計算します。

なお、入院の場合や外来でも、ひと月の自己負担額が高額になる場合は、事前に「限度額適用認定証」の交付を国保医療課で受けてください。医療機関での自己負担は限度額までとなります。

70歳以上75歳未満の人の場合

病院・診療所、歯科の区別なく合算できます。

外来(個人単位)と入院(世帯単位)で限度額が異なります。

なお、低所得Ⅰ・Ⅱに該当する人が入院の場合や、外来でもひと月の自己負担限度額が高額になる場合は、事前に「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を国保医療課で受けてください。医療機関での自己負担は限度額までとなります。

※すでに申請された人に発行している「限度額適用認定証」の有効期限は、12月31日までです。1月1日以降の分は、12月中に郵送でお送りしますので、申請は不要です。

◆問い合わせ 国保医療課

保険料の納付、お忘れなく!

保険料の納付は口座振替で

保険料の納付には、安心・確実な口座振替の利用が便利です。

金融機関に納めに行く手間が省けるばかりでなく、納め忘れる心配もありません。

口座振替の申し込みは、市税取扱金融機関(市外の金融機関には申込書がない場合あり)または、金融機関口座届出印を持参いただければ保険料収納課でも申し込みいただけます。

保険料の納付にはぜひ、口座振替をご利用ください。

◆問い合わせ 保険料収納課

皆さんに納付していただいた保険料で、各保険制度は成り立っています。保険料は、皆さんが病気やケガをしたときに安心して受診し、必要な治療が受けられる大切な財源です。

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料は納期内に、忘れず納付してください。

納期を過ぎると督促状が送付され、督促手数料や延滞金が増加されます。

保険料を納付するのに困難な事情がある場合は、そのまま放置せず早めにご相談ください。

また、相談なく滞納すると法令に基づき、滞納処分の対象となりますのでご注意ください。

◆問い合わせ 保険料収納課

地上デジタル放送難視対策の各種支援は終了します。

国が実施している地デジ難視対策のための各種支援制度は、平成27年3月末をもって終了します。期限までに地デジ対策工事を完了するためには、遅くとも12月中の申し込みが必要です。

詳しくは、お問い合わせください。

◆問い合わせ 総務省地デジコールセンター (0570-07-0101)

みんなで築こう人権の世紀

～考えよう相手の気持ち 育てよう思いやりの心～

12月4日～10日は

人権週間

12月10日(水)は「世界人権デー」、4日(木)から10日(水)までが「人権週間」です。この機会に改めて人権問題について考えてみましょう。

今回は、大阪大谷大学教育学部教授の桜井智恵子さんから、子どもの人権問題について寄稿していただきました。

「黒子のバスケ」脅迫事件から

幼児や小学生の命が犠牲になる事件が目立ちます。やりきれない事件に出会うと親たちは緊

張を高めざるをえません。こうした加害者はどうしてつくりだされるのでしょうか。

2014年夏、漫画『黒子のバスケ』をめぐる連続脅迫事件の裁判で、東京地裁は36歳の被告に懲役4年6カ月の実刑判決を言い渡しました。仕事も友人もなく、孤立し続けてきた彼はこう述べました。

自分の性格を歪めたのは、両親、いじめっ子3人、いじめに対応しなかった小学校教師2人、塾講師1人。意見陳述書では自らを「無敵の人」と表現し、失うものが何もなく罪を犯すことに心理的抵

抗のない人間のことと説明しました。さらに「無敵の人」は増えこそすれ減りはしないと切りました。

彼の論理や行いはあつてはならないことです。ただ、私には彼の言葉はリアルに感じられます。日本初の子どもの個別救済のための、公的第三者機関で6年、現在は滋賀県で毎週、教育現場と関わっています。その中で「元氣」な子どもでもない子ども、人間関係と自分がどう評価されるかに神経をすり減らしている現実を目の当たりにしているからです。同様に、親も先生たちも本当に生きづらい。

「無敵の人」をつくらない

逆方向の指導

話を聞かせてもらってきた多くの子どもが一番の願いは「気持ちをおかしてほしくない」ところが大人たちは、もっと子どもを指導しなければという逆方向の対応で頭がいっぱいです。きちんとすること、頑張ることが大事という価値観が強まっています。先生たちにその意識はまったくなくとも、学級の子どもには日々その価値観が叩き込まれています。そこで何が起ころうのでしょうか。

排除メカニズムの理解が必要

先生や親は「よかれ」と思い、学力や体力の向上のために、子どもを指導します。ところがその価値観が子ども集団の序列化を促してしまっているのです。

うまくできない、話せない子どもをできる子どもと尊重しないというメカニズムです。その価値観で、自然に外れた「仲間」はゆるやかにときに激しく排除されます。この排除メカニズムを大人たちが理解しない限り、深刻ないじめは無くならないでしょう。

しかし現在の対応策は的外れです。道徳教育が重視され「その子の問題」と指導が強まっています。孤立を促す「無敵の人」生産システムとして教育が機能しているのです。

被害者の子どもだけでなく、加害者の子どももSOSを出しているという理解は国際的な子ども救済の常識です。けれど、当事者の子どもの気持ちを受け止めることなく、背景や事実を調べ、教育や福祉部門の機関が連携して対応されています。これではますます社会や地域を衰退させるでしょう。おまけに現在は、雇用の受け皿が貧相で若者たちを受け止めず、労働環境の悪化も改善されていません。

必要なのは、居場所と働く場所

子どもも大人も頑張れないことだらけの状況です。就学前の子どもでさえ精神的に疲れているときに、頑張ることが良いとはとても言えません。休んで元気を回復しつつ出会いの中で人は変えられてゆきます。

今一番必要なのは、学力テストの成績を市町村が競うことよりも、どんな子どもも居場所があり、やがて仕事に就けるといふ安心です。

では、この悩ましい現在を子育て中の親たちはどう思っているのでしょうか。

毎年お招きいただく大阪市西区主催のPTA学習会。このまちにも哀しい記憶があります。2010年夏、2児の遺体が死後1カ月して発見され、孤立して子育てをしていた23歳の母親が逮捕されました。今年もワークショップで「わがまちに犯罪者をつくらないたい」と考え合い、幼児から中学生の親たちが出したまとめは次のようでした。

・不審者っぽい人に声をかける。私はあなたを見て、あなたはまだに受け入れられていると伝えるために。

・他者に声をかける地域性が生まれてきている。ここに暮らす私たちはそれを受け継いでいきたい。

同じ地域に暮らす人々が一歩前を出て、孤立した関係に働きかけるという覚悟を見せてもらい、不覚にも私は涙がこぼれそうになりました。「無敵の人をつくらない」という意見を分かち持ったのでした。

繰り返せば、最も大事な方策は、「無敵の人」生産システムとして機能している社会の悪循環を改善すること。居場所と働く場を地域で創ってゆくこと。これが大人や子どもの生きづらさを緩めます。

このちょっとした覚悟を携え「生きることはそう悪くないよ」と、子どもたちに生きる自由を語る大人がいる八幡市であってほしいと私は願っています。

人権擁護委員の活動

人権擁護委員は、市町村長が推薦し、法務大臣から委嘱された民間ボランティアです。

市では、現在8人の人権擁護委員が、人権相談を受けたり、人権の考えを広める活動を行っています。

相談は無料で、秘密は厳守されますので、困ったことがあれば、ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。(12月の人権相談日は、13面に掲載) 問い合わせ 人権啓発課



人権について話す人権擁護委員(中央小)

◇問い合わせ 人権啓発課

健康マイレージ事業 応募受付中!



これから取り組む人も
まだまだ間に合うよ!!



健康マイレージとは

・市民の皆さんのライフスタイルにあった健康づくりを応援する制度です。

- ・各種検(健)診や市内団体が実施する健康に関する教室などに参加するとポイントが貯まります。
- ・健康づくりに取り組みながらポイントを貯め、この機会に「健康」と「ポイント」の両方を手に入れましょう。

ポイントを貯めて健康になろう!

- ★参加資格
市内に住民登録がある20歳以上の人
- ★実施期間
平成27年1月31日(土)まで

①スタート 申請書付きパンフレット(写真)を入手して健康づくりをスタート
市役所や市民図書館、公民館などの市内公共施設で入手できます。

②貯める 対象事業に参加したり、自分で目標を立てて健康づくりに取り組んでポイントをゲット
※取り組み結果は、パンフレット内のチャレンジシートに自分で記入。

<例>

300ポイント

健康活動…「1日8,000歩、歩く」、「ラジオ体操を毎日する」など、自分で目標を立てて2カ月間毎日取り組む。※不定期の場合は、5ポイント×取り組んだ日数。

150ポイント

健康診査…市や職場の人間ドックや健康診査をいずれか1つ受診。
※人間ドックにがん検診が含まれている場合は、「各種検(健)診」にも該当します。
各種検(健)診…骨粗しょう症健診や前立腺がん検診、大腸がん検診などから、いずれか1つ受診。

③ポイント交換 500ポイント貯まったら申請

■ポイントの使用法■

- ★景品と交換…クオカード・図書カード・八幡市スポーツ施設(市公園施設事業団)利用券(1,000円分)
- ★社会貢献…市内の保育園・幼稚園・小中学校などへ寄付(1,000円分)

抽選で100人に
プレゼント

さらに、応募者の中から抽選で100人に
「体脂肪計付き体重計」や「歩数計」をプレゼント!

応募期間 平成27年2月10日(火)(必着)まで※応募は1人1回。
応募方法 申請書に必要事項を記入し、チャレンジシートを添えて健康推進課へ郵送、または直接窓口へお持ちください。
問合せ 健康推進課



●子育て支援センター「あいあいポケット」(男山指月3-11 指月児童センター内/☎983-8747)

●第二子育て支援センター「そよかぜ」(八幡三反長10 南ヶ丘第二保育園内/☎981-5009)

【子育て相談】

子育てについての悩みや困ったことなど、気軽にご相談ください。月曜～金曜日(祝日除く)午前9時～正午、午後1時～4時

◎臨床心理士による子育て相談
▶相談日=月曜・金曜日(祝日除く)(予約制)

▶時間=午前9時～正午
▶場所=子育て支援センター

【常時開設】

市内在住の妊婦さん、および就学前のお子さんとその家庭を対象に、親子で遊ぶ場、子育て相談、育児の情報交換の場を無料で提供しています。

▶開設日=月曜～金曜日(両支援センター)および第2土曜日(子育て支援センター「あいあいポケット」のみ)

▶利用時間=午前9時～正午、午後1時～4時

▶休館日=祝日および年末年始(12月27日～1月4日)

※山城中部に特別警報、暴風警報が発令されている場合は休館となります。

【サロン】

子育てについて、お母さん同士で気軽におしゃべりしましょう。時間は、午前10時～11時15分。<あいあいサロン>

▶11日(木)子育て支援センター
対象 妊婦さんとおおむね生後2

カ月から1歳半の親子
<そよかぜサロン>

▶16日(火)第二子育て支援センター

対象 妊婦さんとおおむね生後2カ月から1歳半の親子
※重複参加可能です。

【あそびの広場】 妊婦さんと1歳半から就学前までの親子が対象。時間は午前10時～11時30分。※重複参加可能です。

▶3日(水)橋本児童センター▶9日(火)美濃山コミュニティセンター▶12日(金)竹園児童センター

【赤ちゃんの広場】 妊婦さんとおおむね生後2カ月から1歳半くらいの親子が対象。赤ちゃんと一緒に手遊びやふれあい遊びをしましょう。時間は午前10時～11時15

●保育園の開放日

※育児相談もしています。
※時間は午前10時～11時30分
※申込不要。直接、園にお越しください。できるだけ歩いてお越しください。

南ヶ丘保育園(☎981-3125)…▶19日(金)クリスマスの飾りを作ろう

▶22日(月)園庭開放

南ヶ丘第二保育園(☎982-3330)…▶10日(水)クリスマスの飾りを作ろう▶16日(火)園庭開放

みその保育園(☎981-8101)…▶19日(金)クリスマス会に参加しよう

▶22日(月)園庭開放

みやこ保育園(☎981-2511)…▶8日(月)園庭開放▶16日(火)クリスマスの飾りを作ろう

わかたけ保育園(☎983-1313)…▶15日(月)園庭開放▶19日(金)クリスマス会に参加しよう

八幡保育園(☎981-7491)…▶5日(金)おもちゃつき

山鳩保育園(☎981-0982)…▶17日(水)クリスマスクッキーづくり・

いっしょに遊ぼう

分。保育園で行う赤ちゃんの広場は各保育園へ事前に申し込みを、それ以外の場所は直接会場までお越しください。(保育園からは1カ所選んで参加してください。公民館・コミセンは重複参加可能です。★は離乳食展示あり)

▶2日(火)南ヶ丘第二保育園▶5日(金)竹園児童センター▶★9日(火)南ヶ丘保育園▶10日(水)橋本児童センター、くすのき保育園▶18日(木)美濃山グリーンタウン集会所▶19日(金)美濃山コミュニティセンター

【ままくらぶ】 親子で遊び、親同士で交流しましょう。子育て相談もできます。

開設日時 毎週月曜～金曜日の午前9時30分～11時30分(祝日を除く)、

男山保育園(☎982-0701)…▶3日(水)おもちゃつき▶9日(火)木製遊具で遊ぼう!・BOOKスタート
くすのき保育園(☎983-1200)…▶17日(水)クリスマスクッキー・ペーパーアート

山鳩第二保育園(☎981-0700)…▶12日(金)園庭開放▶17日(水)もちつき

●幼稚園の開放日

※時間は午前10時～11時30分(▲は午前10時30分～正午、☆は午前11時～正午)。※申込不要。直接、園にお越しください。

八幡幼稚園(☎981-0180)…▶2日(火)園庭開放▶10日(水)クリスマスの飾りをつくろう

八幡第二幼稚園(☎981-6950)…▶1日(月)園庭開放▶10日(水)クリスマスの飾りをつくろう

八幡第三幼稚園(☎982-8566)…▶4日(木)園庭開放▶10日(水)クリスマスの飾りをつくろう

八幡第四幼稚園(☎982-2447)…▶4日(木)クリスマスの飾りをつくろう▶12日(金)園庭開放

美濃山小学校内放課後児童健全育成施設

※小学校の長期休校や短縮授業など、施設運営中は開設していません。開設日は第二子育て支援センターまで問い合わせてください。

【お話の出前】 就学前のお子さんを対象に、絵本の読み聞かせなどをします。子育て相談もできます。

▶2日(火)午前10時～11時15分、美濃山コミュニティセンター

【子育て講座】 「親子でクッキング」▶16日(火)午後1時30分～3時、第二子育て支援センター

対象 おおむね1歳半から3歳までの親子6組程度(定員になり次第締切)

申込み 子育て支援センター(☎983-8747)

橋本幼稚園(☎982-0607)…▶3日(水)ミニクリスマス会に参加しよう▶10日(水)園庭開放

早苗幼稚園(☎981-2268)…▶☆10日(水)お母さんと遊ぼう!!(親子体操)

なるみ幼稚園(☎982-3368)…▶▲10日(水)「なるみにおいでよ!ともだちつくろう!」

●こども園の開放日

有都こども園(☎981-0873)…▶9日(火)園開放(クリスマスの飾りをつくろう)

※時間は午前10時～11時30分※申込不要。直接、園にお越しください。

▶毎週月曜・火曜日の午前・午後にはちびっこ広場、毎週金曜日の午前・午後にはちびっこ広場(祝日および29、30日を除く)(各5組予約制)

▶月曜～金曜日の午前・午後には育児相談(各1組予約制)

※時間はいずれも午前10時～正午、午後は1時～4時。

【赤ちゃんの広場】

▶5日(金)ホールであそびます※時間は午前10時～11時15分。

▶第34回書初め展の作品募集

開催日時 平成27年1月20日(火)~2月1日(日)午前9時~午後5時(最終日は午後4時まで)
場所 松花堂美術館
課題 右表のとおり
出品受付 1月13日(火)正午~午後3時に市民交流センターへ持参
※1点につき200円の出品料要(1人1点限り)。

のりしろ
学校名
学年
氏名
(縦5cm×横10cm)

Table with columns: 学年等, 課題語句, 書体等, 用紙, 署名. Rows include 幼児, 小1, 2, 3, 4, 5, 6, 中1, 2, 3, and 高校生・大学生・一般.

▶第18回松花堂新春書初め席書大会参加者募集

日時 平成27年1月18日(日)午前9時30分~
場所 松花堂美術館別館2階
対象 市内在住・在園・在学の幼児(3歳以上)、小中学生、高校生
定員 120人(定員を超えた場合は抽選)※参加無料。

イベント

▶農産物即売会
農産物品評会に出品された自慢の一品を販売します。ぜひご賞味ください。
日時 12月6日(土)午前10時~
場所 京都やましる農業協同組合八幡市支店(内里蜻蛉尻20)

▶カトレア展
鉢花の女王「カトレア」など、たくさんの珍しい洋蘭を展示します。皆さんのご来場をお待ちしています。
日時 12月7日(日)午前10時~午後4時※入場無料。
場所 男山泉集会所(ふれあいセンター東)



八幡市民マラソン大会開催に伴う迂回運転の協力依頼とコミュニティバスやわたのバス停の変更について



市民体育館周辺で、八幡市民マラソン大会を開催します。周辺の道路で渋滞が予想されるため、ご迷惑をおかけしますが、迂回運転のご協力をお願いします。

市民ギャラリー
【俳句】
風まかせ 秋桜揺れる 休耕田
一の橋 二の橋渡れ 秋あかね
秋燕 別れも告げず 旅の人
畦道に とほけ面して 捨案山子
賑やかに 小鳥来て去る 朝あがり

あなたも一言

今年も残すところわずかなり、今回は「年越し」についてインタビューしてみました。



欽明台東 竹内 美和さん
悠絃くん
美葵ちゃん
悠くんがペダルなし自転車に乗れるようになったり、美葵ちゃんが歩けるようになったり、今年色々なことがありました。



八幡柿木垣内 井上 希さん
京都八幡高校アドバンスエリア人文科学コースで平安時代の文化を学んだり、昨夏にイギリス留学を経験し、大学でも外国や文化について学びたい気持ちが強くなりました。

▶メッセージの掲載希望者募集
子どもの誕生日や入学・卒業、また、結婚、還暦、何かを達成した日など皆さんの特別な日を広報紙(平成27年3月号以降)で記念に残してみませんか。

情報ひろば

市役所への問い合わせは
☎983-1111 (代)へ
市の主催・共催・後援のみ掲載

市政情報

▶児童扶養手当法の一部が改正されます

平成26年12月以降、公的年金(遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など)を受給し、児童扶養手当の支給要件を満たしている人は、年金額が児童扶養手当額より低い場合、その差額分の手当を受給できるようになります。受給されている年金額と手当額との差額確認や申請手続きは、子育て支援課へ。
※平成26年12月1日に支給要件を満たしている人が平成27年3月までに申請した場合、平成26年12月分までさかのぼって受給できます。
問合せ 子育て支援課

募集

▶綴喜二市二町「障害者週間」啓発事業記念式典・公演

12月3日(水)～9日(火)の障害者週間にあわせて、記念式典・公演を実施します。
日時 12月5日(金)午後1時～3時30分
場所 宇治田原町総合文化センター さざんかホール(宇治田原町大字岩山小学沼尻46-1)
内容 記念式典、舞台発表、青野浩美さんによるトーク&コンサート
定員 400人
その他 障がい者共同作業所の授産製品販売、展示や活動紹介
問合せ 社会福祉協議会(☎983-4450)

▶第6回 みんなで創る福祉のついで 舞台発表出演団体募集

日時 平成27年3月14日(土)
場所 福祉会館
参加資格 出演者の過半数が市内在住・在勤・在学者であり、活動拠点が市内にある団体
募集演目 ダンス、パレエ、民謡、和太鼓、プラスバンド、コーラスなど(応募多数の場合は抽選)
申込み 12月19日(金)までに、申込書に必要事項を記入し、社会福祉協議会へ。※申請書は窓口または同会ホームページから入手可。
問合せ 社会福祉協議会(☎983-4450)

来年、小・中学校へ入学する子どもの家庭へ就学通知書を届けます

市教育委員会は、4月に小・中学校へ入学する子どもの家庭に「就学通知書」をお届けしています。

▽新小学1年(平成20年4月2日～21年4月1日生)

12月下旬までに郵送します。同封の入学確認届に必要な事項を記入し、就学通知書に記載する小学校に提出してください。

▽新中学1年(平成14年4月2日～15年4月1日生)

①市内の小学校(京都市立美豆小を含む)に在学の人

学校を通じて本人に渡します。同封の入学確認届に必要な事項を記入し、在学する小学校に提出してください。

②市外の小学校に在学の人

12月下旬までに郵送します。入学確認届に必要な事項を記入し、就学通知書に記載する中学校に提出してください。

▽国立や私立の小・中学校に入学予定の人

学校への入学が許可されたら、その学校の入学を証する書類を持って学校教育課で入学変更の手続きをしてください。

また、八幡市内の小学校に在学している人は、小学校に入学確認届を提出してください。それ以外の方は、入学変更手続き時に学校教育課へ入学確認届をあわせて提出してください。

※1月になっても通知書が届かない場合は、学校教育課にお問い合わせください。

※指定校の変更許可および通学区外就学許可制度の案内も同封しています。

【指定校の変更許可および通学区外就学許可制度】

住民登録している住所により校区

指定校の変更許可申請事項(市内転居用)	
就学途中転居	他の校区に引っ越したが、引き続き元の学校で就学したい場合
転居予定地への先行就学	学年途中で他の校区への引っ越しが確実である場合
一時転居	①住宅の新築および改築等で一時的に引っ越すが、1年以内に戻る事が確実である場合 ②風水害、火災、地震等により一時的に避難する場合
住宅購入等にかかる住民票の先行異動	住宅購入等の手続きで、住民票のみ先行異動したが、引っ越しが遅れるため、引き続き元の学校で就学したい場合
特別支援学級入級	本来校以外の特別支援学級に入級する場合
通院・治療等	本来校へ通学が困難または適当でない認められる場合
帰国子女・外国人	帰国子女または外国人で配慮が必要な場合
昼間留守家庭	①保護者が勤務の事情で昼間不在のため出勤時に児童を他の校区の親族宅へ送り、保護者と一緒に帰宅する場合 ②自営業で事業所の所在地の学校に就学の場合
兄弟姉妹関係	兄弟姉妹が指定校の変更を許可されている場合
許可期間延長	許可期間終了後も引き続き当該学校で就学したい場合
教育的配慮	本人または家庭の事情その他特別な事情の場合

通学区外就学許可申請事項(市外転出用)	
就学途中転居	市外に引っ越したが、引き続き元の学校で就学したい場合
転居予定地への先行就学	学年途中で他の校区への引っ越しが確実である場合
一時転居	①住宅の新築および改築等で一時的に引っ越すが、1年以内に戻る事が確実である場合 ②風水害、火災、地震等により一時的に避難する場合
住宅購入等にかかる住民票の先行異動	住宅購入等の手続きで、住民票のみ先行異動したが、引っ越しが遅れるため、引き続き元の学校で就学したい場合
昼間留守家庭	①保護者が勤務の事情で昼間不在のため出勤時に児童を他の校区の親族宅へ送り、保護者と一緒に帰宅する場合 ②自営業で事業所の所在地の学校に就学の場合
兄弟姉妹関係	兄弟姉妹が通学区外就学を許可されている場合
教育的配慮	本人または家庭の事情その他特別な事情の場合

を定めているため、指定された学校に通学することが原則となっています。

しかし、特別な事情がある場合は、指定された学校以外に通学できる制

度があります。個々の事情により許可期間や必要書類等が異なりますので、区域外の就学を希望される人は、お問い合わせください。

問合せ 学校教育課

▶ファミリースキー&スノーボードツアー

日時 平成27年1月31日(土)午前5時30分出発、午後9時帰着予定
場所 岐阜県ひるがの高原スキー場(市役所から大型バスで移動)
対象 市内在住・在勤者とその家族
定員 40人(申込多数の場合は初参加の家族を優先して抽選)
参加費 1人600円(保険代)
※レンタルスキー・スノーボード・ウェア、リフト券代、昼・夕食代等は個人負担。
持ち物 昼食、タオル、着替え
その他 地震、風水害、降雪、事件・事故などで、事業中止の場合あり。
※小・中学生の希望者を対象に市スポーツ推進委員によるジュニアスクールを実施(定員あり)。

申込み・問合せ 12月19日(金)必着で、ハガキに参加者の住所、氏名(ふりがな)、年齢、学年、性別、電話番号、ジュニアスクール希望の場合はその旨および経験日数を記入し、〒614-8501社会教育課「ファミリースキー&スノーボードツアー」係へ

新鮮野菜等の販売

【松花堂ふれあい市】

日時 毎週土曜日の午前8時30分～10時30分
場所 昭乗広場
※12月13日(土)に「もちつき」、12月27日(土)に「しまい市」を開催します。

※売り切れの節は、ご容赦ください。
問合せ 農業振興課

▶市民農園の利用者募集

市民農園の入園者を募集しています。

場所	① 野尻正畑	② 大芝
面積	33㎡	16.5㎡
利用料	19,800円/年	8,400円/年
募集区画	若干	若干

※①は給水施設、農機具、個人ロッカー、トイレ、休憩棟、駐車場あり。期間は平成27年8月31日まで。利用料は月割。

対象 市内在住・在勤の人
申込み・問合せ 農業振興課、または市ホームページにある申込用紙に記入し、提出。(先着順)

生活情報センターだより

高額な排水設備工事に注意!



【事例1】「キャンペーン中なので、格安で排水管を高圧洗浄します」と電話があり、依頼した。業者が来て作業終了後「排水桝がひび割れ、水漏れしている」「放置すると周辺の土壌が緩み、家が傾く。早急に工事が必要だ」と言われ排水桝と桝改修工事(110万円)を契約した。よく考えるとあまりにも高額なので解約したい。(40代・女性)

【事例2】電話があり、排水桝の高圧洗浄を2千円ですと言われ、気になっていたのが頼んだ。洗浄後、排水桝や排水管の写真を見せられ「水漏れしてコンクリートが崩れている。早く工事をしないと隣の家に水が浸入する」と言われ、次々と6カ所の桝交換工事と土壌改良工事(98万円)を契約した。翌日広報紙で工事は市の指定業者でないと出来ない知り、

解約したい。(60代・男性)
【アドバイス】短期間に同様の相談がセンターに数件ありました。「安価で点検」などの営業チラシを配布し、電話をかけ、訪問点検後に消費者の不安をあおり高額な工事の契約を結ばせる手口です。一度契約すると次々と別の契約を迫られるケースもあります。下水道排水設備の新設や修繕は下水道排水設備指定工事業者でないとできません。今回の【事例】は一部工事に取り掛かっているケースもありましたが、下水道課と連携して業者と交渉し、全て解約取り消し(クーリング・オフ)となりました。不審な勧誘はその場ですぐに契約や支払いをせず、きっぱりと断りましょう。

問合せ 生活情報センター (☎983-8400)

▶パソコン教室

日時 毎週月・火・木・金・土
◆午前コース(午前9時30分~正午)
◆午後コース(午後1時30分~4時)
※上記の曜日以外も相談可。
場所 シルバー人材センター
内容 ①パソコン操作初級~中級
②表計算入門③画像処理④動画や音楽メールの作成⑤発表会資料作成⑥自治会・サークルの文書、会計簿、ちらし作成、その他レベルに応じた指導
受講料 1回2,400円(テキスト代300円別途要)
問合せ シルバー人材センター事務局 (☎983-0822)

▶クリスマス会

障がい児者を対象にしたクリスマス会を開催します。
日時 12月6日(土)午後2時~3時30分(受付1時30分~)
場所 文化センター小ホール
内容 奈良女子大学のサークル「わかたけ」による歌や劇、ゲーム等。
※当日、会場内でお手伝いいただける人を募集しています。
問合せ 手をつなぐ親の会会長上田 (☎971-0850)

▶お正月寄せ植え講習会

お正月向けの花の寄せ植えです。
日時 12月17日(水)午前10時~正午
場所 市民交流センター
定員 30人
参加費 2,000円
持ち物 新聞紙、軍手、持ち帰り用袋
申込み・問合せ 12月10日(水)までに、水と緑を守る市民の会=大谷 (☎971-1441、午後6時以降)へ

「広報やわた」点字版、音声版CD・カセットテープあります

◆問い合わせ
【点字版】「さわらび」(担当=細井☎983-3670)
【音声版】「よむよむ」(代表=上原☎981-6803)

▶八幡市

ろうあ協会女性部講演会

「聴覚」と「ジェンダー(性)」のダブルマイノリティを持つ 絵描きの話

日時 12月6日(土)午前10時~正午
場所 福祉会館3階活動室3
講師 絵描きソルト(ウエダ シオリ)
問合せ 社会福祉協議会 (☎983-4450・FAX983-5798)

▶派遣労働者セミナー

派遣労働にあたっての知識・仕組み(労働者派遣制度、労働基準法令、労働・社会保険の適用等)、求人票の見方などに関するセミナーを開催します。※受講料無料。

日時 ①12月10日(水)、②13日(土)、③平成27年1月24日(土)、④2月2日(月) ※①・④は午後2時~3時、②・③は午前11時~正午、午後2時~3時の各日2回。
場所 ①・④京都労働局(京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451)、②・③ハローワーク烏丸御池プラザ(京都市中京区烏丸御池上ル二条殿町552 明治安田生命京都ビル1階)
対象 労働者派遣で働いている人・働こうと考えている人、制度等について知りたい人
定員 各回24人(先着順)
申込み・問合せ 受講希望日の1週間前までに、電話で京都労働局需給調整事業課 (☎241-3225)へ。

▶第4回歌を楽しむ会

日時 12月7日(日)午後1時~3時30分
場所 橋本公民館
定員 90人
参加費 200円(歌詞集は別途100円)
内容 歌をうたう、健康体操、地元産野菜・きろろん八幡のパン販売
問合せ NPO法人道しるべ=山田 (携帯090-5465-2150)

生活

▶し尿収集日程のお知らせ

問合せ 城南衛管(☎631-5171)

12月9日(火)、12月27日(土)
科手
12月10日(水)、1月5日(月)
橋本、土井、高坊、大谷、長町、樋ノ口、川口高原
12月11日(木)、1月6日(火)
八幡木津川以北、森垣内、名残、川口(高原を除く)、双栗、戸津(国道以西)、下奈良(国道以西)、二階堂
12月12日(金)、1月7日(水)
山柴、千束、垣内山、吉野垣内、吉野、柴座、旦所、山路、森、御馬所、菖蒲池、山本、今田、園内、西島、三本橋、馬場、三ノ甲、杏田、五反田、平田、長田、石不動、軸、岸本、東林、高畑、神原、舞台、吉原、渡ル瀬、式部谷、中ノ山、盛戸、源氏垣外、平谷、柿木垣内、小松、城内、河原崎、枚方バイパス沿線
12月13日(土)、1月8日(木)
清水井、松原、広門、植松、女郎花、三反長、隅田口、山下、大芝、男山指月、男山吉井、男山松里、久保田、山田、一ノ坪、砂田、安居塚、福祿谷、月夜田、南山、美濃山
12月15日(月)、1月9日(金)
内里、戸津(国道以東)、下奈良(国道以東)
12月16日(火)、1月10日(土)
上奈良、野尻、岩田、里上津屋、浜上津屋

▶不用品情報

▼ゆずります
スポーツ・レジャー用品▼スキー靴(無料) 石油・ガス▼石油ファンヒーター(2千円) 電気▼2ドア冷凍冷蔵庫(無料) 家具▼ドレッサー(無料) ▼サイドボード(無料) ▼ダイニングテーブル用イス(無料) ▼ベビー用品▼A型ベビーカー(5百円・無料) ▼ベビーバス(無料)
△ゆずってください
乗物△子供用自転車(4~5歳用) 楽器△クラシックギター 電気△冷凍冷蔵庫(3ドア以上) ▼ベビー用品△ベビーベッド
問合せ 生活情報センター (☎983-8400)

▶大型ごみの持ち込み

1日5点まで(すべて有料)

【祝日】12月23日(火・祝)午前9時~正午
※戸別収集は取り扱っていません。
【平日】月曜日~金曜日、午前8時30分~午後4時30分
※戸別収集は要予約。
場所 市役所別館環境業務課
問合せ 環境業務課 (☎983-5340)

▶食用廃油の回収日程表

問合せ 環境業務課

12月10日(水)
上奈良・下奈良・上区・中区・内里・三区公会堂、石清水ビューハイブ、双栗・五区集会所、川口天満宮前、市役所庁舎東側、八幡人権・交流センター、八幡御馬所、南山小西側、柿ヶ谷集会所、福祿谷114・166番地
12月12日(金)
長町北・樋ノ口集会所、長町児童公園、長町11番地、橋本公民館、橋本栗ヶ谷26番地、ひつじ・やぎ公園、足立寺史跡公園
※前日に18ℓポリ回収容器を設置し回収日に持ち帰りますので、回収日の午前8時までにし出してください。 ※食用廃油用回収箱を各箇所に設置していますので、食用油の容器に入れて出してくださいでも回収します。

図書館コーナー

図書館へのお問い合わせは
◆八幡市民図書館(☎982-7322)
◆男山市民図書館(☎982-4123)

▶12月の図書館休館日

八幡市民図書館
耐震補強・改修工事のため、平成27年3月31日(火)まで。
男山市民図書館
1日(月)~3日(水)、8日(月)、15日(月)、22日(月)、24日(水)、28日(日)~平成27年1月5日(月)

NEW BOOK 新着図書紹介

【児童図書】くえほん
『さばくの くいしんぼ』
佐々木マキ/作・絵
さばくにすんでいるあくまは、おなかペッコペコ。だからにんげんをパクリ!!パクリ!!たべちゃいます。ところが、しょうねんがやってきてあくまのおなかのチャックを...ジューッとあけちゃった!! えっ、おなかにチャック!? 幼児から。
【成人図書】
後妻業 黒川 博行
かわうそ お江戸恋語り。 あさの あつこ
人類は衰退しました 9 田中 ロミオ
マッサンとリタ オリーヴ・チェックランド

▶自動車文庫の巡回日程

・大雨注意報・警報発令時は運休
・★の巡回日に市民課の証明受付業務を行います(証明書は、後日郵送)
・第三子育て支援センター建設工事のため、「欽明台東」の巡回を休止し、「ファインガーデンスクエア(西玄閣)」を増便しています。
・八幡市民図書館耐震補強・改修工事のため、毎週火曜日(祝日除く)、「八幡市民図書館前」に臨時巡回します。

30分間停車します

12月2日(火)
八幡市民図書館前 11:00~
内里(有都福祉交流センター) 14:00~
都々城地区センター 14:40~
★八幡長町・北 (シンエイ化学内) 15:30~
橋本栗ヶ谷 (メロディハイム前) 16:20~
12月3日(水)、24日(水)
岩田岩ノ前(石田神社御旅所) 14:10~
橋本意足(あらかし公園) 15:00~
西山足立(橋本児童センター) 15:40~
橋本西山本(橋本橋東側) 16:20~
12月9日(火)
八幡市民図書館前 11:00~
南ヶ丘保育園 14:10~
美濃山御幸(みゆき南公園) 14:50~
ファインガーデンスクエア(西玄閣) 15:30~
男山笹谷(D19棟南側) 16:20~
12月10日(水)
橋本塩釜(島岡歯科医院前) 13:40~
南ヶ丘児童センター 14:20~
八幡山田(しのめ公園) 15:00~
美濃山幸水(幸水集会所) 15:40~
ファインガーデンスクエア(西玄閣) 16:20~
12月16日(火)
岩田松原(魚清前) 13:10~
ケアハウスポポロ21 14:00~
★八幡長町・南(児童遊園) 14:50~
★八幡樋ノ口(今井氏宅前) 15:30~
八幡市民図書館前 16:20~
12月17日(水)
有都交流センター 14:10~
川口(まつむし児童公園) 14:50~
有都小学校 15:30~
美濃山小学校 16:20~

困ったときは ご相談ください

市役所代表番号(☎983-1111)から各課にお問い合わせください。

◆弁護士相談

市民協働推進課

【電話予約制、先着8人】

相続・離婚・金銭問題・借地・借家・近隣トラブル・交通事故等の法律相談に弁護士が応じます。時間はいつでも午後1時15分～4時です。1人20分。

相談日	場所	予約開始日
12月2日(火)	文化センター2階第1会議室	11月25日(火)～
12月9日(火)		12月2日(火)～
12月16日(火)	生活情報センター	12月9日(火)～
1月13日(火)	文化センター2階第1会議室	1月6日(火)～

※予約は、午前9時から電話で生活情報センター(☎983-8400)へ。利用される人は前回の利用から少なくとも2カ月の間隔を空けてください。

◆司法書士相談

市民協働推進課

【電話予約制、先着5人】

土地建物、登記、契約、相続、消費者金融問題等の法律相談に応じます。時間は午後1時30分～4時です(相談時間は1人30分)。▶12月25日(木)生活情報センター※予約は18日(木)午前9時から電話で生活情報センター(☎983-8400)へ。利用される人は前回の利用から、少なくとも2カ月の間隔を空けてください。

◆行政相談

市民協働推進課

国や府、市などの行政に関する苦情や意見・要望を受け付けます。時間は午後1時30分～4時です。

▶12月19日(金)文化センター2階第1会議室

◆人権相談

人権啓発課

人権に関わる相談やいろいろな悩みに人権擁護委員が応じます。ひとりで悩まず、ご相談ください。時間は午後1時～4時です。▶12月4日(木)▶8日(月)▶22日(月)八幡人権・交流センター▶16日(火)生涯学習センター※電話相談も受け付けます。(☎981-3127)

◆女性相談

人権啓発課

恋人や親しいパートナーからの暴力、ストーカー、セクハラなどの女性問題について相談に応じます。場所は八幡人権・交流センターです。

【女性専門相談】(要予約)

▶12月11日(木)▶25日(木)午後1時30分～4時30分、詳しくは同センター(☎983-1784)へ。

【常設相談】月曜～金曜日(祝日除く)午前10時～午後5時

◆くらしと就職相談

人権啓発課

専門のコウンセラーとパーソナルサポーターが就職や生活に関わる疑問や悩みなどの相談に応じます。時間は午前10時～午後4時。▶12月17日(水)八幡人権・交流センター(☎981-3127)

◆ふれあい福祉相談

ふれあい福祉センター

福祉に関する相談に応じます。まずは、お電話ください。ふれあい福祉センター(☎983-2000)

【常設相談】月曜～金曜日 午前9時～午後4時 社会福祉協議会(時間外の夜間・休日はセンターが委託する機関への転送電話で受け付けます)

【出張相談】火曜～木曜日 午後1時30分～3時30分、八寿園

◆消費生活相談

生活情報センター

消費生活全般に関わる相談に、公的資格を持つ専門相談員が応じます。月曜～金曜日(祝日除く)午前9時～正午・午後1時～5時、生活情報センター(☎983-8400)

◆介護相談

高齢介護課

高齢者の介護やひとり暮らし高齢者の生活不安に関する相談と情報を提供します。

地域包括支援センター

やまばと(☎982-8000)(月曜～土曜日、午前8時30分～午後5時30分)、梨の里(☎982-0125)(月曜～土曜日、午前8時30分～午後5時)、美杉会(☎971-3576)(月曜～土曜日、午前8時30分～午後5時)

※次の在宅介護支援センターや高齢介護課でも相談できます。京都八勝館(☎982-3883)、京都ひまわり園(☎983-8111)、有智の郷(☎972-1000)、高齢介護課(月曜～金曜日(祝日除く)午前8時30分～午後5時)

◆京都ジョブパーク個別就職相談会

商工観光課

専門相談員が求職者の就職を支援します。時間は午前10時～午後2時。京都ジョブパーク(☎682-8915)

▶12月4日(木)▶18日(木)市役所1階ロビー(エレベーター前)

◆家庭児童相談室

子育て支援課

子どものことで心配なことがあれば一緒に考え、助言をします。月曜～金曜日(祝日除く)午前10時～午後5時、子育て支援課

◆母子父子家庭相談

子育て支援課

母子・父子家庭の皆さんの相談を受け付け、悩みごとを解決する情報を提供します。月曜～金曜日(祝日除く)午前10時～正午・午後1時～4時、子育て支援課

◆児童虐待の通告について

子育て支援課

月曜～金曜日 午前8時30分～午後5時(緊急時は土日祝日、夜間の対応をします)

※府宇治児童相談所京田辺支所(☎0774-68-5520)でも対応します。

◆障がい児者相談

障がい福祉課

障がいのある人やその家族からの相談に応じます。時間は午後1時～3時。▶12月2日(火)美濃山コミュニティセンター。対象は肢体障がい者、聴覚障がい者

◆年金相談

市民課

【電話予約制】

待ち時間を短縮するため予約制になっています。年金相談を希望される人は下記に予約してください。

▶12月19日(金)午前10時～午後4時、文化センター3階第1講習室
予約先 京都南年金事務所お客様相談室(☎643-2620)

短 信

▶手作り若竹体験教室

日時 12月23日(火・祝)午前9時30分～正午

場所 生涯学習センター

定員 先着30人(定員になり次第締切)

参加費 1,500円(若竹、水引、鉢等)

※土、他の植物類は別途負担要。

申込み・問合せ 12月3日(水)～9日(火)に電話でNPO法人八幡たけくらぶ=森脇(☎090-2447-3835)

▶やましろのタカラ フェスティバル

山城地域ではぐまれている文化力に触れていただくため、子ども達による合唱・NPOなどによる特産品販売・科学工作体験など多彩な催しを開催します。

日時 12月23日(火・祝)午前10時～午後4時(予定)

場所 文化パルク城陽(城陽市寺田今堀1)

問合せ 京都府山城広域振興局企画振興室(☎0774-21-2049)

▶「やわた再発見! 観光フォトコンテスト2014」 作品募集



昨年度観光協会理事長賞「皆んなで、一二三」

テーマ 「八幡の四季」(八幡の自然景観、文化財、風俗、伝統的祭事、その他観光施設等)

応募写真規格等 ①カラープリント四つ切(ワイド四つ切も可)②観光パンフレット等に使用できるもの③1年以内に撮影し、未発表のもの(合成写真不可)※1人3点以内。

申込み・問合せ 平成27年1月31日(土)までに応募票と作品を市観光協会(〒614-8005八幡高坊8-7 ☎981-1141)へ持参か郵送。応募票は同協会窓口やホームページから入手できます。

※入賞者には副賞を贈呈。

▶こどもすくすくひろば パート21

主任児童委員との手遊び交流会や、工作、ペープサートを行います。

日時 12月19日(金)午前10時30分～11時30分

場所 文化センター3階第6、7講習室

対象 小学校就学前の児童がいる世帯

定員 40世帯(先着順)

参加費 無料

申込み・問合せ 12月18日(木)までに電話で福祉総務課へ

▶市民スポーツ公園で 桜の記念植樹の参加者募集

結婚や誕生日などの喜び事を記念に残してみませんか。

日時 平成27年2月15日(日)午前10時～

場所 市民スポーツ公園

費用 5,400円(植樹記念プレート代)

定員 10組(応募多数の場合は抽選)

申込み・問合せ 12月1日(月)～平成27年1月15日(木)までに電話で八幡市民体育館(☎981-6111)へ

▶「高齢者に対する 支援を考える」講演と落語

日時 12月11日(木)午後2時～4時30分(予定)

場所 生涯学習センター

内容 ①松田 美智子さん(天理大学人間学部人間関係学科社会福祉専攻教授)講演「高齢者に対する支援を考える～高齢者の抱える生活支援を中心に～」、②渚家六丸師匠の落語「相撲場の風景」

定員 200人

参加費 無料

申込み・問合せ 12月8日(月)までに電話でシルバー人材センター事務局(☎983-0822)へ

＜寄付＞

10月30日、匿名希望者から、「ふるさと応援寄附金」として、市に10,000円。

＜寄贈＞

11月10日、京都八幡ロータリークラブさまから、市に絵本100冊。

＜寄贈＞

11月12日、匿名希望者から、くすのき小学校に図書室回転式円形書架やメモ台付折り畳み椅子など50品目。

市に＜寄付・寄贈＞をいただきまして、ありがとうございました。

お知らせ

▶子宮がん検診

実施期間 平成27年2月28日(土)まで
 申込期間 平成27年1月30日(金)まで
 場所 京都府下の指定医療機関
 対象 20歳以上の女性(検診年齢は平成27年3月31日基準)
 内容 問診、内診、子宮頸部細胞診
 費用 無料
 ※申込時に受診予定の医療機関が「市内」か「市外」を記入してください。記入のない場合は、市内用の案内を送付します。
 ※検診時に医師が必要と判断した人には「子宮体がん検診」をご案内します。

子宮がん検診は、平成20年度から2年に1回になりました。平成25年度に市の検診を受けた人(クーポン券受診者含む)は受診できません。平成26年度無料クーポン券の対象者は申込不要。詳しくは7月にお送りした「無料クーポン券付き検診案内」をご覧ください。
 また、無料クーポン券の送付対象者は、医療機関が混み合う前に早めの受診をお願いします。

申込み 健康推進課窓口で申し込みいただくか、ハガキに子宮がん検診、住所、氏名、生年月日、満年齢、電話番号、受診医療機関名(市内は大塚産婦人科医院、おさむら産婦人科のみ。市外の場合は所在地)を記入し、郵送してください。

献血

日時 12月25日(木)午前9時30分~11時45分、午後1時~2時40分
 場所 文化センター
 輸血の安全を高めるため、400mlの献血にご協力ください。

▶不妊治療費を一部助成

平成26年10月から、男性不妊治療、不育治療も助成対象になりました。対象 市内在住で、かつ京都府内に1年以上住所を有する夫婦(婚姻未届けで事実婚関係にある男女を含む。ただし、人工授精および男性不妊治療にかかる医療費の助成をする場合は戸籍上の夫婦に限る)

- 対象となる治療および助成金額
- (1) 不妊治療
 - (ア) 保険適用分：自己負担額2分の1(1年度あたり限度額6万円)
 - (イ) 人工授精：自己負担額2分の1(1年度あたり限度額10万円)
 - (2) 保険適用外の男性不妊治療
 精巣内精子採取術：自己負担額2分の1(1年度あたり限度額20万円)
 - (3) 保険適用される不育治療
 原因検査、ヘパリン療法等：自己負担額2分の1(1回の妊娠につき限度額10万円)
- ※(1)の(ア)、(イ)両方を受けた場合、限度額は(イ)と同額。

申請に必要な書類
 ①不妊治療等助成金交付申請書②各種医療機関等証明書③不妊治療等助成金交付請求書

申請 診療日の翌日から起算して1年以内に上記①~③を健康推進課へ郵送または持参。1年以上経過すると対象外となります。ご注意ください。

※申請書は健康推進課窓口や市ホームページから入手できます。
 ※なお、体外受精および顕微授精については、京都府の特定不妊治療助成が受けられる場合があります。詳しくは山城北保健所(☎0774-21-2192)にお問い合わせください。

▶高齢者(65歳以上)のインフルエンザ予防接種

対象 ①65歳以上、②60歳~64歳ある人、およびヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいがある人

予防接種(高齢者インフルエンザ)の申込方法

① 市内指定医療機関で接種希望 自己負担1,000円(市民税課税世帯)	→ 直接医療機関へ(市への申込不要) ※保険証または各種受給者証を持参
② 市内指定医療機関で接種希望 無料(市民税非課税世帯・生活保護世帯)	→ 健康推進課へ 事前申し込み
③ 他市の医療機関等で接種希望	→ 健康推進課へ 事前申し込み

※世帯とは、同じ住民票にのっている家族。

八幡市高齢者インフルエンザ予防接種指定医療機関

医療機関名	住所	電話番号	予約	医療機関名	住所	電話番号	予約
あさか内科医院	男山泉	468-3712	要	立本内科小児科医院	橋本小金川	981-8818	不要
いばら木整形外科医院	八幡三本橋	983-5656	不要	たまがきあやこキッズクリニック	欽明台中央	205-1646	要
入江医院	男山長沢	983-1718	不要	となみクリニック	八幡樋ノ口	633-5565	不要
男山病院	男山泉	983-0001	要	中村診療所	八幡山柴	981-0510	要
大塚産婦人科医院	男山長沢	982-1866	要	にのゆ耳鼻咽喉科医院	八幡三本橋	981-8878	要
大森医院	橋本栗ヶ谷	971-0033	不要	みぎはし医院	男山竹園	981-0282	要
小川医院	男山泉	963-5790	要	道澤内科医院	男山美桜	983-2315	要
長村内科医院	内里内	981-1023	要	みよし内科・消化器科	八幡柿ヶ谷	981-6860	要
京都八幡病院	川口別所	971-2001	要	もりおか耳鼻咽喉科医院	男山金振	972-5733	要
工藤内科クリニック	橋本東原	982-0151	不要	やすだこどもクリニック	欽明台西	971-1102	要
小糸医院	男山金振	983-5110	要	山下医院	橋本向山	982-2310	不要
里井医院	西山和気	983-2277	要	八幡中央病院	八幡五反田	983-0119	不要
しげまつ耳鼻咽喉科医院	男山長沢	981-8733	要	渡部医院	男山八望	982-2525	要
下野医院	八幡平谷	981-0030	不要	みのやま病院	欽明台北	983-1201	要

知って得する!! 今日から役立つ!!

健康豆知識

■ インフルエンザ対策 ■

例年、12月から3月にかけてインフルエンザが流行し、多くの方が感染しています。インフルエンザは、かぜとは違い、症状や感染力が強く、重症化すると命にかかわることもある危険な感染症です。流行を防ぐために、日頃からウイルスを体内に侵入させない(「かからない」)や周囲に「うつさない」対策を実践しましょう。

1 インフルエンザと かぜの違い

●インフルエンザ
 38℃以上の急な発熱、悪寒、頭痛、関節痛、筋肉痛、全身倦怠感など、鼻やのどだけでなく全身に症状が出ます。感染力が強く、急速に広まります。乳幼児や高齢者は重症化しやすいので、特に注意が必要です。

●かぜ
 鼻やのどなど、限られたところに症状が出て、発熱することもあります。感染力はインフルエンザ

ほど強くはなく、重症化することも少ないです。

「かからない」

★インフルエンザの予防接種を受ける インフルエンザにかかりにくくなったり、重症化の予防に役立ちます。

★感染を防ぐ 自分に合ったサイズのマスクをつけましょう。できるだけ人込みを避け、外出後はこまめにうがい、手洗いをしましょう。

★基礎体力をつける バランスの良い食事と、十分な休養をとり、体調管理に努めましょう。

「うつさない」

★症状が落ち着いて見えても、しばらくは体内にウイルスが残っているため、熱が下がっても2日ほどは、マスクをつけ、外出は控えましょう。

★適切な治療を受け、しっかり休養しましょう。
 問合せ 健康推進課

▶コレステロールを

減らす教室

動脈硬化症予防教室のお知らせ

日時 1月16日(金)午後1時30分~3時45分(受け付けは午後1時10分~)

場所 文化センター3階
 対象 ①動脈硬化症について知りたい、予防したい人およびその家族、②LDLコレステロール(120mg/dl以上)、中性脂肪(150mg/dl以上)が気になる人およびその家族
 内容 食事の工夫について、軽い

※年齢は①、②いずれも接種日基準。
 費用 1,000円(市民税非課税世帯・生活保護世帯の人は、接種前に健康推進課へ免除申請すると無料になります)

接種期間 平成27年1月31日(土)まで

※【表】①の人は申込不要。
 ※【表】②③の人は事前申込が必要。
 事前申込方法 申込書に記入し健康推進課へ提出してください(申込書は健康推進課窓口や市ホームページから入手できます。郵送可能)。詳しくは【表】を参照してください。
 事前申込期間 平成27年1月16日(金)まで

運動実践

定員 先着30人
 持ち物 健康手帳、タオル、飲み物、筆記用具、動きやすい服装と靴
 申込み 平成27年1月8日(木)までに健康推進課へ※定員になり次第締切。

▶減塩みそ手づくり教室

家族の健康を守るため、減塩で無添加のみそを一緒につくってみませんか。

日時 ①12月16日(火)、②1月27日(火)、③2月3日(火)、④2月24日(火)、⑤3月3日(火)、⑥3月17日(火)※各日とも、午前10時~、午後1時~

場所 ①橋本公民館、②・④・⑤・⑥八幡人権・交流センター、③男山公民館

材料費 1口3,000円(麴2kg、大豆1kg、塩400g)

定員 各日40口(午前25口、午後15口。先着順)

持ち物 エプロン、手ふき、みそを入れる容器など

申込み ①は12月8日(月)まで、②1月16日(金)まで、③1月23日(金)まで、④2月13日(金)まで、⑤2月20日(金)まで、⑥3月6日(金)までに健康推進課へ

休日応急診療所

☎983-3001

診療日 日曜日・祝日・年末年始
 場所 八幡園内73-3(市役所北側)
 診療科目 内科・小児科・歯科
 受付時間 午前11時30分~午後5時30分
 診療時間 正午~

小児救急医療

次の医療機関では、休日・夜間に小児専門医が当直し、小児救急患者を診察します。

- 男山病院(☎983-0001)
 毎週金曜日(祝日、1月2日は除く)
- 宇治徳洲会病院(☎0774-20-1111)
 24時間365日
- 田辺中央病院(☎0774-63-1111)
 24時間365日

▶年末年始の

業務案内について

年末年始の小児救急医療・休日応急診療所は3面の<年末年始の業務案内>に掲載しています。

保健医療

市役所への問い合わせは
☎983-1111 (代) へ

保 健

- ◆保健コーナーに関する問い合わせは、健康推進課へ（個別に問い合わせがあるものを除く）。
- ◎乳幼児健診や予防接種を受ける前に、あらかじめ質問票や予診票を記入してから会場までお越しください。
- ◎予防接種を受ける前に、冊子「予防接種と子どもの健康」をよくお読みください。
- ◎母子健康手帳を忘れずに持参ください。

▶離乳食教室

日 時 12月12日(金) 午後1時30分～4時
場 所 文化センター3階 第4、6講習室
定 員 おおむね先着15組
持ち物 エプロン、手拭き、筆記用具、おむつ、ミルク、母子健康手帳
申込み 12月8日(月)までに電話で健康推進課へ(当日欠席のときは必ず連絡してください)

▶マタニティスクール

これからお父さん、お母さんになる人が対象。申し込みは電話で健康推進課へ(いずれも先着20組)

パート1「デンタルケア&絵本」
▶12月4日(木) 午後1時30分～4時、母子健康センター2階

パート2「体重管理のコツと簡単レシピ(試食)&先輩ママとの交流会」
▶12月12日(金) 午後1時30分～4時、文化センター3階 第6講習室

パート3「出産の準備と育児」
▶12月20日(土) 午前9時30分～正午、母子健康センター2階
※次回は平成27年2月です。

▶12月の各種健康相談

- ▼窓口リハビリ相談(要予約)
16日(火) 母子健康センター
40歳以上が対象。作業療法士が運動や福祉用具などの相談に応じます。
 - ▼窓口健康相談(要予約)
16日(火) 母子健康センター
40歳以上が対象。保健師が健康に関する相談に応じます。
 - ▼高齢者健康相談
11日(木) 南ヶ丘老人の家
16日(火) 都老人の家・有都福祉交流センター
25日(木) 八寿園
65歳以上が対象。血圧測定と検尿の後、保健師が健康相談に応じます。
- ※時間は午前9時30分～11時。都老人の家・有都福祉交流センターは午後1時30分～2時30分。
※窓口リハビリ相談・窓口健康相談は事前に健康推進課へ予約を。

12月の乳幼児健康診査・育児健康相談のご案内

事業名	会 場	日 程	受付時間	対 象	1月の日程
4カ月児健康診査	母子健康センター	19日(金)	午後1時～2時	平成26年8月1日～8月20日生	9日(金) 27日(火)
10カ月児育児健康相談 ※①	美濃山コミュニティセンター	1日(月)	午前9時30分～10時30分	平成26年1月生 ※上記以外の乳幼児も希望があれば、当日母子健康手帳を持って直接会場へお越しください。計測・相談に応じます(予約不要)。	13日(火)
	橋本公民館	2日(火)			6日(火)
	子育て支援センター(男山指月)	3日(水)			7日(水)
	男山公民館	4日(木)			8日(木)
	母子健康センター	5日(金)			16日(金)
	有都福祉交流センター	9日(火)			
	八幡人権・交流センター	12日(金)			9日(金)
1歳6カ月児健康診査	母子健康センター	9日(火)	午後1時～2時	平成25年5月14日～5月29日生 平成25年5月30日～6月22日生	26日(月)
		22日(月)			
3歳児健康診査	母子健康センター	16日(火)	午後1時～2時	平成23年6月生	20日(火)
		17日(水)			21日(水)

※各健診の対象者には通知しています。
※①男山公民館・子育て支援センターには駐車場がありません。
【持ち物】母子健康手帳、質問用紙
【健診内容】身体計測、内科診察(健診のみ)、育児相談、発達確認をします。
◎4カ月児健康診査は離乳食の話があります。
◎1歳6カ月児健康診査では手作りおやつを試食があります。(協力:市食生活改善推進員協議会)
◎1歳6カ月児健康診査、3歳児健康診査は栄養相談、歯科健診(ブラッシング指導)があります。歯ブラシをお持ちください。
◎3歳児健康診査は視力検査と尿検査があります。尿検査は、健診当日の朝の尿を容器にとってお持ちください。



定期予防接種のお知らせ

持ち物:母子健康手帳、予診票
(必ず持参。持っていない人は健康推進課まで連絡ください)

【集団接種】

種 別	日時・場所	対象年齢・接種方法	次回の日程
BCG	12月11日(木) 午後1時20分～2時20分 <母子健康センター>	生後1歳に至るまでで1回 (標準的な接種期間:生後5カ月～8カ月に達するまで)	平成27年 1月14日(水)

【個別接種(通年)】
10月1日から水痘ワクチンが定期予防接種となりました。対象者には予診票を個人通知しています。

予防接種名	対象年齢・標準的な接種方法等	今月の通知対象者(通知時期)
ヒブ	生後2カ月～5歳に至るまで 初回接種月齢により接種回数異なります。	平成26年10月生 (生後1カ月の翌月初め)
小児用肺炎球菌		
三種混合 不活化ポリオ (IPV) ※①	1期(初回) 生後3カ月～7歳6カ月に至るまでに 20日～56日の間隔で3回	
	1期(追加) 7歳6カ月に至るまでに1期初回接種 (3回)終了後、1年～1年6カ月の 間に1回	
四種混合 (ジフテリア・破傷風 ・百日せき・不活化ポリオ)	1期(初回) 生後3カ月～7歳6カ月に至るまでに 20日～56日(3～8週間)までの間隔 で3回	平成26年10月生 (生後1カ月の翌月初め)
	1期(追加) 7歳6カ月に至るまでに1期初回接種 (3回)終了後、1年～1年6カ月の 間に1回	平成25年12月生 (満1歳の誕生月の翌月初め)
二種混合 (ジフテリア・破傷風)	2期 11歳以上13歳未満までに1回	平成15年11月生 (満11歳の誕生月の翌月初め)
麻しん風しん混合 (MR)	1期 満1歳～2歳に至るまでに1回	平成25年12月生 (満1歳の誕生月の翌月初め)
	2期 幼稚園、保育所等の年長児に1回 【接種期間】平成27年3月31日まで	対象者には4月初めに郵送済 対象▶平成20年4月2日～21年4月1日生
水痘ワクチン	満1歳以上3歳未満までに2回	平成25年12月生
	経過措置(平成26年度のみ)経過措置) 3歳以上5歳未満までに1回	対象者には9月中旬に郵送済
日本脳炎 ※②(特例対象者:平成 7年4月2日～平成 19年4月1日生)	1期(初回) 3歳～7歳6カ月に至るまでに6日～ 28日の間隔で2回	平成23年11月生 (満3歳の誕生月の翌月初め)
	1期(追加) 7歳6カ月に至るまでに1期初回(2 回)接種終了約1年後に1回	平成22年11月生 (満4歳の誕生月の翌月初め)
子宮頸がん予防ワクチン	2期 9歳～13歳未満までに1回、1期(基 礎免疫)終了約5年後に接種	要申込
	小学6年生～高校1年生で3回 (標準的接種年齢:中学1年～高校1年生) ※積極的にはお勧めしていません。接種に当たっては有効性と副作用が 起こるリスクを十分に理解した上で受けるようにしてください。	

※個別接種は市内の指定医療機関で実施しています。指定医療機関は健康推進課まで問い合わせください。市外で接種希望の方は事前に健康推進課へ連絡ください。
※①四種混合予防接種の代替として、三種混合予防接種と不活化ポリオ予防接種を受けることができますが、三種混合ワクチンは減っていきますので、接種中は両方の接種回数を同数にしておいてください。なお、四種混合を接種する場合は三種混合と不活化ポリオを接種する必要はありません。
※②特例対象者に当てはまる人で、1期・2期の接種が受けられなかった人は、20歳未満の間(7歳6カ月～9歳含む)に接種可能。
【注意事項】
◆市内医療機関には保険証など住所が確認できるものも持参してください。接種間隔を守って受けましょう。各予防接種の該当年齢以外は任意の予防接種になります。感染症などにかかった場合は主治医に相談を。
◆予診票をお持ちでない人は母子手帳など接種履歴のわかるものを持参し、健康推進課まで申し込みください。

宇治茶に親しみ目指せキッズ「茶ムリエ」

小学生51人 検定に挑戦



玉露の美味しい淹れ方を実践する参加者たち

茶香服に挑戦する参加者たち



子どもの頃からお茶に親しんでもらう「宇治茶大好きキッズ『茶ムリエ』検定」が11月1日、小学3～6年生を対象に四季彩館で開催され、51人が挑戦しました。

この検定は、京都府山城広域振興局などの共催で行われ、八幡市では初の開催。子どもたちは、お茶の飲み分け（50点満点）、筆記試験（100点満点）に取り組み、合計得点が105点以上でキッズ「茶ムリエ」に認定されます。

はじめに、子どもたちは玉露や煎茶など、5種類のお茶を飲み分ける「茶香服」に挑戦。茶葉の香りを嗅いだり、お茶を味わったりしながら、真剣な表情で飲み分けていました。

検定の合間には、茶団子づくりやおいしいお茶の淹れ方教室、お茶演劇が行われ、楽しみながら宇治茶を勉強。

最後に筆記試験が行われ、参加者たちは事前学習や演劇の内容を思い出しながら、問題に取り組んでいました。

友達と参加した西村綾佳さん(9)は「宇治茶のことをいろいろ知ることができて良かったし、説明もわかりやすくて楽しかったです」と宇治茶を満喫していました。

毎日コツコツ「愛の貯金箱」



硬貨などを仕分ける女性会員たち

「1日1円」を合言葉に、八幡市老人クラブ連合会の会員が毎日コツコツためた「愛の貯金箱」の開封作業が11月17日、福祉会館で行われました。

昭和56年から毎年行われているこの活動は、今年で34回目。今年の2月に約3500世帯の会員宅に貯金箱を配布し、買い物のお釣りなどを貯金してきました。

八幡市老人クラブ連合会

会場に集まった女性会員ら約70人は、6つのテーブルに分かれて作業を開始。テーブルの上には開封された硬貨が次々に積み重ねられていき、見る見るうちに善意の山が出来上がりました。会員たちは、慣れた手つきで硬貨を1円玉とそれ以外に仕分けていき、袋に詰め込んでいました。

市内7カ所の郵便局で集計された合計金額は102万9千437円。全額が市に寄付され、福祉のために使われます。

まちの話題

このページでは、市民の皆さんの活躍やまちの話題などを紹介しています。身近な話題や、広報紙についての意見を、秘書広報課までお寄せください。

安心して住めるまちづくり

住民の防犯意識の向上、地域の防犯対策と犯罪の抑止を目指して「安全・安心のまちづくり」パレードが11月23日、男山中学校を拠点に開催されました。参加者約1000人が地域を行進し、啓発を行いました。

同パレードは市自治連合会の主催で、市内を6地域に分けて毎年開催されており、今年で11回目です。

出発前の記念式典では、同連合会会長の上原嘉昭さんは「安全・安心のまちづくりの気運も年々高まり、

パレードにもたくさんの方が参加してくれています。安心して住めるまちづくりを八幡市から日本全国に発信していきたい」とあいさつ。また、「安全・安心のまちづくり」に貢献された6人に感謝状が贈呈されました。

パレードでは、パトカーや京都府警平安騎馬隊の先導に続いて、参加者たちが行進。「空き巣にご用心」などのプラカードを掲げ、「安全・安心のまちづくり」を住民に訴えていました。



横断幕を掲げて行進する参加者たち

木の実で飾ってどんぐりオブジェ

■川口コミュニティセンター

11月15日、「どんぐりオブジェ作り」が川口コミュニティセンターで行われ、親子連れら21人が参加しました。

この講座は、自然の物を活用して作品を作り、参加者同士で交流してもらおうと、同センターがはじめて企画しました。

材料には、トトロのペイントが施されたどんぐり、1年かけて採集された松ぼっくりやヤマボウシなど、約50種類の木の実や葉が用意されました。

参加者たちは、どんぐりや木の実に木工

用ボンドをつけて、台となる切り株や太い枝に飾り付け。講師の内田順子さんから「どんぐりは転がりやすいので、木の枝で支えて」などのアドバイスをもらいながら、自分だけのどんぐりオブジェを完成させていました。

おばあちゃんと参加した吉村朋華さん(10)は「どんぐりオブジェは初めて作りました。飾りの置き方に悩んだけど、かわいくできました」と、出来上がった作品に大満足でした。



どんぐりオブジェ作りに取り組む参加者たち

12月14日(日)午前7時～午後8時 衆議院議員総選挙



投票所入場券 を忘れずに

(表面)

郵便はがき

山城八幡局
料金後納郵便

選挙事務

衆議院議員総選挙 投票所入場券
最高裁判所裁判官国民審査

投票日時 平成26年12月14日
午前7時～午後8時

投票所

投票区 頁 番号

氏名 性別

区分

A0220100006190729A

(裏面)

期日前投票宣誓書

私は、第47回衆議院議員総選挙の当日、下記の事由に該当する見込みです。
*該当するいずれかの□に✓を付してください。
()がある場合には具体的に記載してください。

1 仕事 学業 地域行事の役員
本人又は親族の冠婚葬祭
その他()に從事

2 1以外の用事又は事故のため、次に外出・旅行・滞在
八幡市以外 八幡市内()

3 疾病、負傷、出産、身体障がい等のため歩行困難
刑事施設、労務場、監置場等に収容

5 住所移転のため、八幡市以外に居住

上記は真実であることを誓います。

平成 年 月 日
八幡市選挙管理委員会委員長 様

氏名 明・大 年
生 昭・平
年 月 日 月 日生

現住所 表面記載の住所と同じ
↓
表面記載の住所と異なる場合は記載してください。

八幡市選挙管理委員会
電話 983-1111(代)

期日前投票のご注意

○この入場券は、投票日まで大切に保管し、当日に必ず本人が投票所へ持参してください。

○もし、この入場券をなくされたときは、投票日の当日に投票所でその旨を係員に申し出てください。

○選挙当日に都合の悪い場合は、期日前投票をしましょう。(右の「期日前投票宣誓書」に必要事項をご記入の上、ご持参ください。)

期日前投票

期間：公示の翌日(水曜日)から投票日の前日(土曜日)まで
ただし、国民審査は投票日の7日前(日曜日)から
*土曜日、日曜日でも受付しています。

時間：午前8時30分～午後8時

場所：市役所1階警備員室前 第1会議室

○投票日(期日前投票日)に有権者でない方は投票できません。

市は、事前にハガキの「投票所入場券」を有権者の皆さんに郵送します。投票日には「投票所入場券」を忘れずにお持ちください。

▼「投票所入場券」が12月10日(水)になっても届かないときは選挙管理委員会へ問い合わせください。万一入場券を紛失されても、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票日に投票所の係員までお申し出ください。

★「投票所入場券」の裏面を期日前投票宣誓書にしています。

期日前投票をされる場合にご利用いただけます。記入されている場合は、直接受付にお渡しください。



期日前投票をご利用ください

12月3日(水)～12月13日(土)午前8時30分～午後8時
市役所1階西側・警備員室前

▽当日レジャーや買い物など私用で投票区の区域外へ出かける人
※土曜日・日曜日と同じ時間で受け付けています。印かんは不要。「投票所入場券」をお持ちください。

ただし国民審査の期日前投票は、12月7日(日)から12月13日(土)までです。

■病院等の不在者投票施設や滞在地の選挙管理委員会でされる不在者投票は今までどおりです。



期日前投票は、投票日に仕事や用事などがある人が投票日の前に投票できる制度です。投票日の投票と同じように投票用紙に記入し、投票箱に投票していただきます。

次の理由で投票所に来られない人は、ご利用ください。

▽当日、仕事等がある人(仕事場が投票区の区域内でもかまいません。親族の冠婚葬祭に出席される場合もこれに該当します)

◆選挙に関する問い合わせ

八幡市選挙管理委員会(市役所2階)

☎983-5635(直)
☎983-1111(代)

院議員総選挙

平成26年11月21日に衆議院が解散されたことにより「衆議院議員総選挙」が12月2日（火）に公示され、12月14日（日）に投票が行われます。今回の選挙は、小選挙区選挙、比例代表選挙と併せて最高裁判所の裁判官としての適否を問う国民審査が行われます。投票日の午前7時から午後8時まで、市内24カ所で投票所を開設します。私たちの代表を決める大切な選挙です。大切な一票を投じましょう。

前7時～午後8時
分～ 文化センター小ホール

八幡市で投票できる人は

八幡市で投票できる人は、次の条件をすべて満たしている人です。

- ①日本国民で、平成6年12月15日以前に生まれた人
- ②平成26年9月1日以前から引き続き八幡市の住民基本台帳に登録されている人

転居された人は

市内の中で住所変更された場合は、届出日によって投票所が変わります。

【11月21日までに届け出した場合】

新しい住所地の投票所で投票していただくこととなります。

【11月22日以降に届け出した場合】

転居前の住所で選挙人名

性があります。これらの人へは「投票所入場券」に代え「投票のお知らせ」のハガキを送付します。そのハガキに投票方法が記載されています。

最近 転入された人は

平成26年9月2日以降に八幡市へ転入届をされた人の投票場所は、前住所地です。この場合、前住所地の選挙区の候補者を選ぶこととなります。



最初に小選挙区の投票用紙(桃色)をお渡しします

候補者の氏名を書いてください

投票はこのように

桃色	小選挙区選出議員 (候補者の氏名を記入)
うす青色	比例代表選出議員 (政党などの名前を記入)
白色	国民審査 (やめさせたい裁判官に×印を記入)

今回の選挙は、衆議院小選挙区選出選挙(京都6区)、衆議院比例代表選出議員選挙、最高裁判所裁判官国民審査です。投票所では、ここに掲載した方法で投票していただきます。

※一部の投票所では、図の投票方法と異なる場合があります。ご注意ください。

「小選挙区」と表示している投票箱へ入れてください



投票箱

次に比例代表の投票用紙(うす青色)と国民審査(白色)をお渡しします

「比例代表」と「国民審査」と表示している投票箱へ入れてください



〈比例代表〉政党などの名前を書いてください
〈国民審査〉やめさせたい裁判官は×印を、そうでない場合は何も書かないでください

選挙公報を配布します

「選挙公報」は、選挙で候補者を選ぶときの大切な資料となるものです。この選挙公報は投票日の2日前(12月12日)までに各家庭にお届けします。

◆投票日の2日前になっても届かない場合は、選挙管理委員会へお問い合わせください。

在宅障がい者は

郵便投票も可能

④前掲の①から③の障がいのある人で、障がいの程度が明確でないときは、京都府知事が①から③の障がいと同程度と認めた場合

【郵便による投票手続き】

▼郵便投票証明書の交付を受けている場合

選挙管理委員会事務局に投票用紙請求書を備えていますので、郵便投票証明書を添えて請求にお越しください。郵送でも代理人でも受け付けています。

▼郵便投票証明書の交付を受けていない場合

第47回衆議院議員総選挙

投票 12月14日(日)午前7時～午後7時
開票 同日午後8時45分～ 文部科学省



一票に 幸せ頼むと 期待込め



選挙管理委員会委員長 森井光男

衆議院が解散され、第47回衆議院議員総選挙が執行されることになりました。

選挙は、国民が政治に参加する最大の機会であり、民主主義の根幹をなすものです。有権者の皆さんが投票することは政治参加の第一歩、大事

なことです。投票所に行き、すてきな社会、希望を持てる社会になるよう貴重な一票を投じましょう。すべての有権者の皆さん、投票所でお待ちしています。

海外に長期滞在の人は

国政選挙は、海外に滞在されている人にも投票する機会が与えられます。投票をするには、事前に在外選挙人証の交付を受けておく必要があります。海外に長期滞在をされ、滞在中に執行される国政選挙の投票を希望される人は、滞在されている国の日本大使館や領事館等へ申し出て、在外選挙人の登録手続きをしてください。選挙区選挙・比例代表選出選挙とも投票できます。その他の地方公共団体の選挙については、海外から投票することはできません。

パソコン受付実施

市内のすべての投票所で、パソコンによる受け付けを実施します。パソコンでの受け付けは、「投票所入場券」に記載しているバーコードを読み込むもので、受付時間が短縮されます。このため「投票所入場券」は折り曲げないでご持参ください。※「投票所入場券」を持参しなくても投票できます。



在宅障がい者は 郵便投票も可能

郵便投票も可能

身体障がい者(戦傷病者)または要介護者の皆さんに、不在者投票の特例として「郵便による投票制度」があります。この方法で投票ができるのは市の選挙人名簿に登録されている人で、身体障がい者手帳(戦傷病者手帳)の交付を受け、次の要件に該当する人、または介護保険の被保険者証に要介護5として記載されている人です。

①両下肢もしくは体幹の障がい(1級(特別項症)から)または2級(第2項症まで)

②心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸に障がい(1級(特別項症)から)または3級(第3項症まで)の人

③免疫もしくは肝臓の障がい(1級から3級の程度)

点字や代理投票は 投票所の係員へ

点字や代理投票は 投票所の係員へ

投票のとき、目の不自由な人は、「点字」による投票ができます。候補者の名前を自分で記入できない人の場合は、投票所の係員が本人から直接お聞きして、候補者の名前を投票用紙に記載する「代理投票制度」があります。秘密は厳守しますので、投票所の係員に、お気軽に申し出てください。

た場合

新しい住所地の投票所で投票していただくことになります。

【11月22日以降に届け出した場合】

転居前の住所で選挙人名簿が作成されていますので、前住所地で投票していただくことになります。

この場合「投票所入場券」が届かないことがありますので、市選挙管理委員会へ選挙人名簿への登録の有無を確認し、投票当日、投票所で「投票所入場券」の交付を受けてください。

また、転出された人でも、転出後一定期間(原則的に4カ月間)は、市の選挙人名簿に登録されています。転出された人でも八幡市で投票することが可能です。

平成26年9月2日以降に八幡市へ転入届をされた人の投票場所は、前住所地です。この場合、前住所地の選挙区の候補者を選ぶこととなります。

前住所地が遠方の場合、不在者投票の手続きをして投票することができ、前住所地の選挙人名簿に登録されている必要がありますので、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。短期間(約半年)に2回以上、住所変更(市内転居除く)をされていると今回の選挙では投票できない場合があります。該当される人は、なるべく早く、前住所地の選挙管理委員会へ問い合わせください。

また、転出された人でも、転出後一定期間(原則的に4カ月間)は、市の選挙人名簿に登録されています。転出された人でも八幡市で投票することが可能です。

また、転出された人でも、転出後一定期間(原則的に4カ月間)は、市の選挙人名簿に登録されています。転出された人でも八幡市で投票することが可能です。

一票の重みを胸に投票へ



あなたの投票所はこちらです



投票所設置場所一覧

投票区	投票所(設置場所)	対象地域
1	志水公民館	一区(一部)
2	二区公会堂	二区(双栗含む)
3	山柴公民館	三区(一部)
4	橋本公民館	橋本(一部)
5	川口コミュニティセンター	川口(高原を除く)・八幡(番賀・小西)
6	八幡人権・交流センター	六区
7	上区公会堂	上区
8	やわた流れ橋交流プラザ	中区
9	都児童センター体育館	下区
10	内里公会堂	内里
11	戸津公会堂	戸津(一部)
12	美濃山公会堂	美濃山・戸津(一部)・八幡(御幸谷の一部)
13	長町南集会所	八幡(長町・樋ノ口)・川口(高原)
14	くすのき小学校	男山(金振・竹園の一部)
15	男山第二中学校	男山(石城・弓岡)
16	中央センター集会所	男山(八望・泉)
17	男山第三中学校	男山(美桜・長沢・笹谷・雄徳・指月)
18	橋本小学校	橋本(一部)・西山
19	くすのき保育園	三区(一部)・石清水ビューハイツ含む)
20	(旧)八幡第四小学校	男山(吉井・松里)・八幡(安居塚・中ノ山・南山・備前・長谷の一部)・福祿谷の一部)
21	南センター集会所	男山(香呂・竹園の一部)
22	柿ヶ谷集会所	八幡(柿ヶ谷・長谷の一部)・福祿谷の一部)
23	コミュニティセンター月愛	八幡(月夜田・山田・砂田・武蔵芝・久保田・水珀・一ノ坪・御幸谷の一部)
24	美濃山コミュニティセンター	欽明台・岩田大谷・内里大谷

選挙に関する問い合わせ

八幡市選挙管理委員会(市役所2階)

☎983-5635(直)

☎983-1111(代)